



は当然最も必要なこととございまして、いまの述べられたようなことは、大臣の所信表明あるいは政務次官の予算説明の中に書かれておりますのでそれは承知いたしますが、いずれいまの問題につきましては、具体的にまたお尋ねをいたしてまいりたいと思います。

私は、二百海里時代の水産政策を展開するに当たりまして、まず基本的に、なぜ一体二百海里時代といつたようなものが招来されたのか、なぜこのような世界の海洋秩序というものが変わったのかということを考え、あるいは反省する必要があるのではないかと思うわけでございます。

私は、昭和四十年に本院の議員として当選してまいりましたが、その四十年のときにおきましては、日本の漁業の総生産量というものはまだ六百九十万トンぐらいで、七百万トンには及ばなかつたのでございます。それが、昭和五十年におきましては一千五十五万トンを突破いたしまして、一千五十五万トンに伸びております。つまり、十年間に三百五十万トンの漁獲量がふえたわけですが、この三百万トンというふえた漁獲量というものはこれから一体持ってきたものか、あるいはまた、どういう業種がこれを漁獲したものか、この点を考えてみなければならぬわけでございます。これは要するに、日本政府の水産政策というものが沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へと外延的に延ばす、そういう水産政策を強く行つてきたわけであります。

国内におきましては、ちょうど高度経済成長時代でございまして、沿岸にはどんどんどんづらめ立てて工場をつくり、工場製品はどんどんでき立てる。それを外国に輸出して大きく利益を上げていく。沿岸におきましては、その埋め立てによつて沿岸がなくなる、あるいは工場地帯からいろいろな公害が流されてまいりまして、沿岸漁業におきましては減りこそそれともふえておらない。しかし、白書などの数字によれば沿岸漁業も若干ふえておりますが、これは養殖漁業その他によつてふえたものであつて、日本列島全体から見

るといふと、沿岸漁業というものは非常に衰退してまいりつたことは、これは御承知のとおりでございます。したがつて、沿岸漁業の漁獲量といふものはこの十年間大体において横ばいでございます。

ふえたのは何かというと、これは沖合の漁業と特に遠洋漁業でございますが、遠洋漁業は言うまでもなく、これは外国の二百海里から漁獲をしてきておるということでございます。それから沖合の漁業もふえておりますが、沖合の漁業も、たとえば底びき船のようなのはやはり外国の二百海里から漁獲しておると、こういうことでございまして、すべてふえた分は、いわゆる世界の国の中二百海里の中において漁獲努力をしたものがこのよううに十年間に三百万トンもふやして、そうして世界一の水産王国となつた大きな要因をなしたものと私は考えておるわけであります。

こういうような日本の漁業の発展というものが、これが世界各国にどういう影響を及ぼしたか。特に開発途上国にはどんな影響を及ぼしたかといふと、開発途上国におきましては、自分の前浜には資源は豊富であつても、これをとる技術を知らない、また資金がない。そこへ日本の大型の船がやってきて、近代的な装備、近代的な技術、資金は十分ある、そしてとるにいいだけとつていつたと。ある意味においては資源の乱獲、こういったようなことをやつてしまいまして、それを見せつけられたところの開発途上国の方々は、いわゆる日本の漁船は世界の海を荒らすというようなことで、日本の漁業に対しましてはきわめて強い憤り、いわゆる怨嗟の的に日本の漁船がさらされたと、こういうような経過を経てずっと来たわけであります。

で、それらのことが、ついに一九七三年の十二月の国連の海洋法会議の第一会期、そして続いて七四年には第二会期、ここにおいてこの開発途上国から經濟水域二百海里という問題が提起され、それが、まだ海洋法会議において最後の結論は得

つたと、のことです。このことをまず考えなければ、それを反省しなければ、その点から日本の努力をすると。努力は、これはもう当然でござります。それから、その資源は、これは海の中の生物でございますから、やはり自然にふえるといふべきならないと、私はこう考えておるのであります。これが対する大臣の御見解を承りたいと存じます。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 御指摘のような反省は、私も必要だらうと思います。高度経済成長当時で、ややもすると金さえ出せば幾らでも物は手に入る、それと同じく国民もかなりぜいたくなつたし、イワシを食わないで、たとえば一つの例であります。それよりも七倍もえさを必要とするハマチがいいとか、そういうようなところに力を入れれば当然たくさん魚が必要だと。その結果は、乱獲というようなことも私はあり得ると思うのです。で、国民の食生活が変わつたと云はばそうかもしれないが、そういう高級魚でなければ食べないという風潮というものは、やはりその一つのムードの中から私は出てきたのじゃないか。金さえ出せば石油は幾らでも買えるからどんどん石油を使ってというような発想も、一時はありました。それと似たような私は話じやないのか。

しかし、現実には、幾ら金を出しても石油は買えない場合もある。同じようなことで、魚の問題もそれに似たようなことがやつぱり資源としてはあるわけございませんから、やはり貴重な資源でございますので、よくそれらの点も反省をしながら今後の漁業政策というものは考えていかなければなりません。それから、消費のあり方といふものも反省をしながら今られないだろうと、こう思つております。

○川村清一君 その点におきましては、大臣と私どもの考えは一致するわけあります。したがつて、大臣のおっしゃつたことをまとめると、こういうことになるんじやないかと思うわけであります。

今日までの日本の漁業というものは漁獲努力第一主義であった、いわゆる生産第一主義であつた。この生産第一主義の漁業というものから、い

わゆる資源はもちろんこれはふやしていくようになります。それから、その資源は、これは海の中の生き物でございますから、やはり自然にふえるという力を持つおると同時に、自然に減る要素も持つておるわけであります。いわゆる生物であるから死ぬということを考えられるし、その他いろいろ大きな魚であるとか、あるいは海中にすんでおる動物、これによつて食われる、いわゆる食害、こういうようなことによつて資源が減る。しかし、自然にふえる分と、それから自然に減る分、それを引いた残りが、これが再生産資源であるわけでございます。

したがいまして、それもみんなとつてしまえば、要するに資源の乱獲であつて資源は絶える。そこで、やはりこれから漁業というものは、その資源の再生産をしていくその中で許容される量を漁獲していく。つまり生産第一主義から、いわゆる管型漁業というものに日本の漁業は大きく変わつていかなければならぬ、私はそう考えるわけであります。この点はいかがでござりますか。基本的な点はもうわかりましたから、これは大臣でなくて水産庁の長官でも結構でございます。

○政府委員(森整治君) 御指摘のように、いろいろとある漁業、言葉をかえて言いますと先生もそうおっしゃつたのだと存りますが、とる漁業からつくる漁業と申しますが、とる漁業への転換がいろいろ行われつてあるわけでございまして、國なり県なりいろいろな金を使いましてそういう方向へいま転換しつつあるわけでございますが、問題は、やはり一般の漁業者全般の意識が、そういう先生おっしゃいましたように、資源を育成し維持培養しながら、それをまた資源を管理して育てていく、そういう漁業というものを一人一人のいま渔民がやはりそういう認識を持つてくることがどうも私ども必要じやないかとということを、最近非常に痛感をしておるわけでございます。いろいろ全漁連等の組織もそういうことを最近主張をして

いるわけでございます。全般的に、考え方といったしましては、先生おっしゃるような方向に動きつてあるというふうに考えております。

○川村清一君 長官にお尋ねいたしたいんですが、いまの長官の御発言は非常に重要な意味を私は抱えていると思うんです。

というのは、いわゆるこの漁業権の許可、許可権といふものは、これは政府が持っているわけであります。そこで、今までの漁業といふものを、いわゆる特に遠洋漁業等につきましては、許可権の発行というものがきわめて無造作に行われたのではないかと思う。そうして、外延的にどんどんどんどん世界の海に發展させていった。日本の日の丸の旗をつけた漁船はアフリカからインド洋から東南アジア、そしてオーストラリア、ニュージーランド、南米、アメリカ、カナダ、ソ連水域というぐあいに、世界じゅうに發展していく。日本が發展していくようだ、どんどんどんどん許可を与えていった。

そこで、私の言いたいことは、いま大臣がおっしゃつておりますが、管理型漁業を持っていきたいと思うけれども、やはり漁業者、業界のそれに対応しての協力体制、あるいは漁民の意識そのものが変わつていかなければなかなかめんどうだ。おっしゃることは当然なんですが、私は、今までの日本政府の水産政策といふものは、政府から出た政府の政策ではなくして、むしろ業界に引き回されておつた政策ではないか。業界から強い要望、要求があればもう許可をどんどんしていく、いわゆる業界発想の政策から政府発想の水産政策に転換していかなければ私はならないと思うんですが、これはいかがですか。

○政府委員(森整治君) いま先生がおっしゃいましたことは、いろいろ業界のエゴイズムみたいなものがありまして、それで何かいろいろめられておらないかとだと思いますが、そういうのがめられたというふうには私どもは考えておりません。ただ、何といいますか、そういう非常に圧力的な動きというのは否定をするわ

けではございませんけれども、その中で、やつぱりわれわれは正しい方向というものでいろいろ制度運営をしておるつもりでございます。

そこで、業界よりも政府指導型といふようなお話をございましたけれども、その辺はやはり業界と申しますか、漁民、それから漁協あるいは会社、そういうものがやはりそういう新しい考え方に基づいていろいろ漁業をやっていく、それを政府が指導をしていくと、そういう両方の立場がございませんと、政府が引張っていくと、そういう場面も必要でございましょうが、なかなかうまくいかないのではないかというふうに思つておるわけでございます。

○川村清一君 全くそのとおりなんです。ですから、業界が承知しなければなかなか引っ張つていいことも困難だということともよく承知しております。私も水産業界のいろんな問題につきましては若干知つております。戦前、そうして戦後のこの日本の漁業の発展の歴史の中、たとえば日魯であるとか、あるいは日水であるとか、あるいは大洋漁業であるとか、こういうものの発言力その力といふものは、これは大きな力であったことは否定できないと思うんです。

たとえば、戦前におけるところのカムチャツカあたりにおけるカニ漁業にしろ、あるいは南方における鯨漁業にしろ、これはやっぱり大手の会社の資本力によってこれがなされた。あるときには、帝国海軍がこれを護護したといったような時代もあるわけであります。それから戦後になりますれば、業界がまたいろいろまとまりまして、たとえば底引きであるならば全底であるとか、北海道の方ならば機船底引き組合であるとか、あるいはまき網組合であるとか、そういうような業界がございまして、これが、政府が何かやろうと思うといふことは、いろいろ業界のエゴイズムみたいなものがありますが、それがだめだ、こうやれといったようなことで、そして政府がやろうとしたものがそのままの業界の力で曲がつていつた。やがめられたとは申しませんが、政府の思うようにできなかつたということも事実だらうと私は思つてゐるわけです。

したがいまして、これから新しい漁業といふものは、よほど政府がしつかりした考え方を持つて、そしてその政策に業界を誘導していくといつたようなこういうやり方をしていかなければ、日本の漁業の将来といふものはきわめて憂うべき時代に来るのではないか、かのように考えるわけあります。

この問題はこのくらいにいたしまして、そこで長官、資源管理型の漁業に移行するということにつきましては、これは別段御異議がございませんですね。いわゆる漁獲第一主義から資源管理型の漁業でなければならないということにつきましては、贅意を得られるものと私は考えるわけですね。そこで、それじゃ管理型漁業でいくとするならば、この具体策です。どういうようなことをしなければならないかということが次に出てくるわけありますが、水産庁としてはどうお考えになつておりますか。

○政府委員(森整治君) やはり栽培漁業等の、いろいろくる漁業ということを今回の予算でも強調をしておるわけでございまして、たとえて申しますと、海の畑づくりといったしまして沿岸の漁業整備開発事業でございますとか、また種づくりといたしましては、栽培漁業を推進するためいろいろ国が栽培漁業センターの施設整備をするとか、あるいは県の栽培漁業センターの施設整備をするとか、サケ・マスにつきましても、いろいろな放流事業につきまして約倍に近いような予算を計上して從来の計画を相当上回るような措置を講ずるとか、そういうことでいろいろ努力をしておるわけでございます。

ただ、問題は、そういう金だけでは——金の問題については大いに今後私どもも努力する、それは考え方としては金の問題はわりに解決しやすいと思いますが、そういう意識なり制度なり、管理をしていくそういう実際の一つ一つの問題につきましては非常に私ども苦労をしておるわけでございまして、たとえば何といいますか、総合地域の開発事業、そういう中で新しいやっぱり管理の方を見出していくこうという努力を、金をつけながら、いろいろ県が中心になりながらそういう努力を重ねておるわけでございます。そういうところに、今後の非常にむずかしい問題が残つておるというふうに思つておるわけでございます。

○川村清一君 その管理の方法についてもつと具体的に、こういうこととこういうことを考えていましたよな、そういう方策はございますか。

○川村清一君 その問題はこのくらいにいたしまして、そこで長官、資源管理型の漁業に移行するということにつきましては、これは別段御異議がございませんですね。いわゆる漁獲第一主義から資源管理型の漁業でなければならないということにつきましては、贅意を得られるものと私は考えるわけですね。そこで、それじゃ管理型漁業でいくとするならば、この具体策です。どういうようなことをしなければならないかということが次に出てくるわけありますが、水産庁としてはどうお考えになつておりますか。

○政府委員(森整治君) 種をつくつて、畑をつくつて、その種をまた育成をしていく。いろいろ育成をする場所を設けて、そこへ底引きが入らないとか、そういうようなことをいろいろ今まででやつてきておるわけでございますが、いろんな漁業が、底引きあり、いろんな漁業が、底引きあり、オーバーラップしているそういう海面を、どういうふうにして、たとえばタイの稚魚をどうやって育ててとられないようにして保護していくかということにつきまして、先ほども申しましたように、個別の集まりみたいなもので総合地域の開発の調査をやっておりますけれども、そういう中で話し合いでそういう保護管理の方式を編み出していくということを考えたらどうかということを、とりあえずは考えておるわけでございます。

○川村清一君 資源を培養するためのいろんな施策をなされようとしておる、うんとそこに財政投資をなされるということにつきましては、これは個別、具体的な処理の仕方というのが一番重要な問題ではないだらうかということで、いまそちらの方に重点を置いて、実績をつくっていくという方向から入つていくことをいま考えておるわけでございます。

○川村清一君 資源を培養するためのいろんな施策をなされようとしておる、うんとそこに財政投資をなされるということにつきましては、これは個別、具体的な処理の仕方という方が一番重要な問題ではないだらうかということで、いまそちらの方に重点を置いて、実績をつくっていくという方向から入つていくことをいま考えておるわけでございます。

○川村清一君 私の言いたいのは、資源を培養しても、資源がふえたもの以上にとれば、結局資源は減るわけでございます。ですから資源はふやす、ふやした資源を減らさない程度にそれをとつていく。これが、やはり管理型漁業の基本だらうと私は考えるんです。

そこで、それじやどういう方法をやつたらいいかという具体的な問題が出てくるわけです。そこで何かお考えになつてあるかというと、いまの長官のお話では、具体的にこういうことも考えていましたが、底びきの話など出ましたが、その程度でございまして、あるいは考へているけれども問題になるのでおしゃらないのかもしれませんが、私どもはこういうことをしなければならないのではないかと思うことを申し上げますので、また説明は後でしますが、ひとつ考えてみてください。

まず、魚種ごとに最大持続生産量を勘案した漁獲量を規制するといふことが一つ。それから次に、資源保護のための水域を規制するといふこと。次に三番目に、魚類の産卵、生育を保護するための禁漁区を設置するということ。四番、乱獲を防止するための漁具、漁法を規制すべきじやないか。次に、漁業種類ごとの漁船トン数、機関馬力、これなどをやはりある程度規制すべきではないか。次に、網目を規制するといふことなどを考へておるわけあります。

これは、ただ私ども頭で考えただけではないんであって、実は、私は昨年の十月ころから北海道の沿岸をずっと回っているわけであります。これはオホーツク海から日本海から太平洋、全部は回り切れませんでしたが、回りながら二人でも三人でも漁民の方にお会いして、いろいろ漁民の方々の要望等をお聞きしてそれをまとめたわけでございます。したがつて、日本列島のずっと西の方のこととはわかりませんけれども、大体北海道は日本の全生産量の二五%を生産しておりますから、沿岸漁業、沖合い漁業、遠洋漁業、皆持つておりますから、大体こういうようなものの中に入るんじゃないかなと、かように考えておるわけでございます。

これは、たとえば一つ例をとりますが、イカ資源でありますね。イカ資源などについては強く言つておるのは、昔は北海道道南地帶はイカ資源が豊富でありまして、沿岸漁民の方々はこのイカ資源に依存して生活をしておつた。そのイカが全然いまはいなくなりました。まさに皆無と言つてください。これがやはり乱獲が大きな原因ではないかと、こう考えますと、イカという魚種は一体どこで採卵してどういうような回遊路をたどつてゐるのか、学者でないからそこまではよくわかりませんけれども、聞くところによれば、東シナ海で産卵をすると。それがだんだん北上して間宮海峡のあるところまで行つて、そこから今度ヒターンして日本海を南下すると、こういうような回遊路をとつておるといったようなことを聞いておるんです。それが、そこで、このイカならイカの資源の産卵するという期間、これを保護するために、その水域をある期間、禁漁期を設定するといつたようなことは、これは大事なことではないか。

それから、いたずらに沿岸漁業等においては過剰設備をして、そうして非常にコストの高いことをやって、それが経営に困難にさせておると。あるいは資源を乱獲するおそれがあるいわゆるイカなライカ漁業の加工、とんでもない明かりをつけたままに就業しておると。これは競争的にやつておる船の競争であつて、全部が過剰投資をするといつたようなことは、これは本当に操業している船の競争であつて、全部が過剰投資をするといつたようなどもあり、それは本当に操業している船の競争であつて、全部が過剰投資をするといつたようなどもあり、これは資源の一つの乱獲につながるといつたようなどもありますれば、あるいはまた稚魚を守ること。稚魚の何といいますか、生育を守つてやると、これは資源の一つの乱獲につながるといつたようなどもありますれば、あるいはまた稚魚を守ること。稚魚をみんなとつてしまつてしまうという漁業のあり方といいますか、生育を守つてやると、これがやはり必要なことでございますが、そういうふうな必要もあると存じます。

いま一番大きな沿岸の問題は、これは昭和五十二年の二百海里時代に入つて、日ソ漁業協定の批准をやつたときに、私は時の鈴木農林水産大臣と

これは、たとえば一つ例をとりますが、イカ資源は、たとえば一つ例をとりますが、イカ資源が豊富でありまして、沿岸漁民の方々はこのイカ資源が豊富でありまして、沿岸漁民の方々はこのイカ資源に依存して生活をしておつた。そのイカが全然いまはいなくなりました。まさに皆無と言つてください。これがやはり乱獲が大きな原因ではないかと、こう考えますと、イカという魚種は一体どこで採卵してどういうような回遊路をたどつてゐるのか、学者でないからそこまではよくわかりませんけれども、聞くところによれば、東シナ海で産卵をすると。それがだんだん北上して間宮海峡のあるところまで行つて、そこから今度ヒターンして日本海を南下すると、こういうような回遊路をとつておるといつたようなことを聞いておるんです。それが、そこで、このイカならイカの資源の産卵するという期間、これを保護するために、その水域をある期間、禁漁期を設定するといつたようなことは、これは大事なことではないか。

それから、いたずらに沿岸漁業等においては過剰設備をして、そうして非常にコストの高いことをやって、それが経営に困難にさせておると。あるいは資源を乱獲するおそれがあるいわゆるイカなライカ漁業の加工、とんでもない明かりをつけたままに就業しておると。これは競争的にやつておる船の競争であつて、全部が過剰投資をするといつたようなことは、これは本当に操業している船の競争であつて、全部が過剰投資をするといつたようなことは、これは本当に操業している船の競争であつて、全部が過剰投資をするといつたようなどもあり、それは本当に操業している船の競争であつて、全部が過剰投資をするといつたようなどもあり、これは資源の一つの乱獲につながるといつたようなどもありますれば、あるいはまた稚魚を守ること。稚魚の何といいますか、生育を守つてやると、これは資源の一つの乱獲につながるといつたようなどもありますれば、あるいはまた稚魚を守ること。稚魚をみんなとつてしまつてしまうという漁業のあり方といいますか、生育を守つてやると、これがやはり必要なことでございますが、そういうふうな必要もあると存じます。

○政府委員(森政治) ただいま先生から非常に広範な面にわたつてのいろいろなお話をございましたが、一つ一つはともかくといたしまして、私が一つ一つはともかくといたしまして、私どももそういう線でやはり資源を保護して育成をしていくという観点から、いろいろなことをやつておるわけでございます。

ただ、問題は、先生も例を出されましたから一例を申し上げますが、イカの光力規制の問題も、実は私どももその面に入つてやつたようでございましたが、専門でございますから、いろいろな実験が上がらないというふうな反論があれば、また反論をお聞かせいたいと、かように存じます。

○政府委員(恩田幸雄君) では、いろいろ漁業の資源保護に対する規制の問題についてお話をございましたので、イカを中心の一、二申し上げます。

イカの資源につきましては、先ほど先生御指摘のございましたように、対馬からもう少し南の方にかけまして、大体日本近海のスルメイカの産卵場がござります。ここから出たものが、先ほどもおつしやいましたように、日本海を上がりまして

規制を申し上げますと、まず確実におきましては、ほとんど現在のイカ釣り漁業においては親魚が漁獲できないという、いわゆる産卵する親魚がほとんど漁獲されていないという現状でございまして、やはり私どもはそれより、産まれて北に上つてきます小さなイカ、こういうものを規制することによつて資源の有効利用を図りたいということを考えておりまして、現在三月、四月の二ヶ月につきましては、日本海でイカの漁業の禁止をいたしております。もつともこれは三十トン以上の船でございまして、沿岸の小型船については別でございますが、いわゆる沖合におりますイカ資源については、それである程度確保できるのではないかというふうに考えておる次第でございます。

○政府委員(恩田幸雄君) いまイカの問題がございましたのでそれから申し上げたいと思いますが、御指摘のイカの流し網、特にアカイカの流し網につきましては、私どもの方で今回すでに省令の改正が済んで禁止いたしております、東経百七十度以西においてはイカの流し網は全面禁止といたします。

先生いろいろお話をございましたのでございますが、私どもも漁業の将来を考えながらいろいろ許可行政その他をやっているわけでございまして、特に沿岸におきましては、免許につきましては、先生御存じのとおり、共同漁業権につきましては十年、それから定置漁業権あるいは区画漁業権につきましては、五年で新しく漁場計画を立て切りかえるという制度になつております。本年といいますか昨年でございますが、サケ・マスを中心とした定置につきまして新しい体制に順応するような新しい漁場計画なり免許の指導方針なりを立てて、新しい体制に動きつつあるわけでございます。

なお、許可漁業につきましては、先生御指摘の点いろいろあると思いますが、私どもいたしましては、少なくとも現在できる範囲内で漁場を確保しながら現在の船で操業できることがまず望ましいということを考えおりまして、その線で現在進んでおるわけでございますが、やはり事態の変化に応じていろいろ今後さらに考えていかなければならぬ問題があることは十分承知しております。

○川村清一君 ただいま次長からもイカの話と位置漁業の話がありましたので、少しちよつと触れます。いまアカイカについては東経百七十度以降は禁止したというお話をあつたわけです。そこはありますし、百七十度以西でとつたものだから以東でとつたものだかわからぬじやないか、そのとつたイカに印がついているわけじやないですか

ら、こんなばかなことをやめてもらいたい、だめいうことに相なつております。

もう一点、私たつて漁業法に言われる定置漁業権は五年ごとに更新するということはよく知っているわけです。そこで、ことしは第六次の漁業権の更新期ですね。それで次長はサケ定置、特に北

海道東部、釧路とか根室とかあるのは日高とか、こういうサケ定置の盛んな地域においてどんな騒ぎが起きておるか、その抱えておる漁業協同組合は大混乱を起こしまして、そうしてある組合のときは役員総辞職なんといったような騒ぎ等も起きておりますが、こういう点御承知ですか。御承知であるとするならば、こういうような問題に対するような対処をされたのか、またされるのか、この点をお聞かせいただきたい。

○川村清一君 サケ定置とかそういう問題につきましては、また時間があるときにいろいろ議論をいたいと思います。

大臣の所信表明の中で、こういうことがうたわれております。「水産業の振興を図るためには、権は五年ごとに更新するということはよく知っているわけです。そこで、ことしは第六次の漁業権の更新期ですね。それで次長はサケ定置、特に北

海道東部、釧路とか根室とかあるのは日高とか、こういうものもあわせてお聞かせいただきたい。

○川村清一君 サケ定置とかそういう問題につきましては、また時間があるときにいろいろ議論をいたいと思います。

大臣の所信表明の中で、こういうことがうたわれております。「水産業の振興を図るためには、

我が国周辺水域の開発と水産増養殖を一層推進する必要があります。」こう説明されまして、その

施設として「魚礁の設置等沿岸漁場の整備開発を進めるとともに、栽培漁業の推進、サケ・マス資源の計画的増大等を図ることとしております。さらに、漁港施設の整備を図るとともに、新沿岸漁業構造改善事業を発足させるほか、技術改善、漁家生活の改善等を助長するための沿岸漁業改善資金制度を創設する」と説明されておるわけでござります。これはまさに結構なことで、賛成でございます。

この問題について具体的にいろいろお聞きしたことは、私どもよく存じております。北海道の場合にサケ・マスの定置の漁業権につきまして、免許予定期数が六百八十八件あつたわけでござますが、いま現在免許を保留いたしましたのは、昭和四十六年に海洋水産資源開発促進法といふ法律が制定されております。この法律制定のときも、私はこの委員会におきましたのでいろいろと議論したわけであります。今日までこの法律の運用はどうなされてきたのか、どういうふうに機能されたのか、その成果を明らかにしていただきたい。さらに、昭和四十九年に沿岸漁場整備開発法という法律が制定されました。これについても、どのように運用されてその成果がどう上がつておるのかということを明らかにしていただきたいたい。

○政府委員(森整治君) 御指摘の後段の方から申し上げますが、沿岸漁場の整備開発法に基づきまして、五十一年から五十七年まで二千億ということで沿岸漁場整備開発計画というのを策定し、それに基づきまして事業を実施しておるわけでござります。それにつきましては、五十四年度予算におきましては総事業費としまして三百二十一億と聞いておりますが、それを入れますと、そこで計画の進捗率としましては四四・四%というふうに相なつておるわけでございます。

○政府委員(森整治君) 御指摘の後段の方から申し上げますが、沿岸漁場の整備開発法に基づきまして、五十一年から五十七年まで二千億ということで沿岸漁場整備開発計画といふ法律が制定されましたが、その利益が広く分配できるようにといふことを主体に考えまして、いろいろ從来も指導をしておられたわけですが、それを受けてこのことにつきましては道府が中心に現在もいろいろ指導しておられたわけですが、これにつきましては当時の大臣が七年間に二千億を投資すると。で、これすでに閣議決定されておると思うのであります

しては政令でマダイなり、クルマエビなり、ガザミといふものを指定をいたしまして、四十九年度から関係知事が基本方針を策定してこの事業を実施しておるというわけでございまして、延べ九十ヵ所につきましてその事業を実施しておる。しがいまして、この法律に基づく沿整の事業、それからこれが公共事業としての扱いを受けるようになりますて、相当水産庁といたしましては重点的に予算を計上し、その細づくりを進めておるつもりでございます。

それから、最初に先生が申されました海洋水産資源開発促進法の方でございますが、これにつきましては、これに基づきまして海洋水産資源開発センターというのが設立をされまして九業種、たとえばマグロはえなわ、遠洋底引き網、まき網、サンマ、イカ釣り、カツオ釣り等九業種の新漁場の開発調査をやつておるわけでございます。それから、あと新資源の開発調査、たとえば今まで利用されていないサメなり、何といふんですか、エチオピアというあの黒い——シマガツオだそうですが、そういう資源を調査したり、それからあるいは深海の漁場を開発を調査する、それから先生御承知のいろいろ北軸船を使っての南北洋のオキアミ、あれを母船を使いまして調査を実施しておるというようなことなどをいろいろやつておるわけでございます。

そういうことでございまして、相当私どもいたしましては予算も計上し、いま一番最初に言いましたように、計画も一年短縮するぐらいの意気込みで取り組んでおるわけでございまして、まだまだ足りないという御指摘はいろいろあろうかと思ひますけれども、私どもとしては相当努力をしておるつもりでございます。

〔委員長退席、理事大島友治君着席〕

○川村清一君 海洋水産資源開発促進法ですね、海洋水産資源開発センターがこの法律の中にあることは十分承知しておりますし、この法律制定のときにここに重点を置いた施策をやるのでないのかと。ところが、この前の方にはつきり沿岸水

産資源開発ということがうたわれているのであります。沿岸と海洋水産資源と二つこれは持っているわけなんですよ。ところが、この法律が出発したときから、沿岸を無視していわゆる海洋資源開発の方にばかりその重点が置かれるのではないかとそういうことはないんだというような大臣の答弁等があつたんですが、それはいいです。

私が言いたいのは、その次の沿岸漁場整備開発法も、結局いま「水産業の振興を図るためには、我が国周辺水域の開発と水産養殖を一層推進する必要がある」とおっしゃっている大臣の所信表

明は、この法律によつて行われるのが主なんじよ。そうじやございませんか。ここを一点明らかにしていただきたい。

○政府委員(森整治君) 先ほど申し上げましたように、これは要するに生産基盤といいますか、そういうものを持つていくわけでございますから、あと合わせまして申し上げているつもりでございます。

○川村清一君 いや、それはそういうこともあることは十分承知しておりますが、公共事業としてこれが主体的なものであろうということを申し上げているので、そこで二百海里時代に入つて鈴木農林水産大臣といろいろ質疑をしたときに、私はこの法律は二百海里に入る前のいわゆる昭和四十九年に制定された法律ですから、七ヵ年二千億とかいうこういう計画、これは少ないんじゃないかも、七ヵ年をもつと二、三年短縮すべきじゃないかなどと申上げたことは、政府の姿勢としても漁業の振興に取り組んでいくという決意の表明を重ねておるわけでございます。

ただいま長官からお話をあつたように、推移率が五十四年度で四四・四%というようなことでござりますが、これは計画の進度三四%を実は大きく上回つてことの予算はつけでおるわけであります。大きければ大きいほどいいに決まっておりますが、農林全体とのバランスの問題の中ではかなりこの点には大きな予算をつけてあるということもあるといったようなお考えがあれば、ひとつ説明していただきたい。

○政府委員(森整治君) 先生御承知のように、大半分といふことがいわゆる常識的な線でございまして、ただ問題は、五十一年、五十二年と全体の動物たん白一日当たりが、五十二年で約三十七グラムということでございます。三十六・九グラムでございますが、そのうち水産物が十七・五グラム、畜産物が十九・四グラムということで、畜産物が五二・六%、水産物は四七・四%と割合が承知のようになります。ただこの問題は、御

りますが、二百海里時代というとんでもない時代に入つて、日本の漁業をどうするかというこの岐路に立つたときに、やはりもつともつとこれをふやして、七ヵ年をまあ五年くらいに、そうしてさ

らに第二次の計画としてもつと大幅の計画を立てるべきじゃないかと私は思うんですが、この辺はひとつ大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思

います。結局、七ヵ年二千億という、これは閣議決定なんですね。これは法律に基づいて閣議決定しなければならないのですが、その閣議決定のこの七年を、こういう新しい時代に入つたですからもつと縮めるべきじゃないかということとその第一次の計画が終わつて第二次の計画のときには、もつと大きな計画を打ち立てなければ、大臣のおっしゃったような栽培漁業とかこういったものが強力に推進されないでないかという考え方のもとお尋ねした次第です。

○國務大臣(渡辺義智雄君) 私が改めてこの所信表明で申し上げたことは、当然基礎の法律があるからであります。しかしながら、二百海里時代といふような新时代を迎えるとして、格段と一層大幅に予算も充実をさせ、政府の姿勢としても漁業の振興に取り組んでいくという決意の表明を重ねておるわけでございます。

ただいま長官からお話をあつたように、推移率が五十四年度で四四・四%というようなことでござりますが、これは計画の進度三四%を実は大きく上回つてことの予算はつけでおるわけであります。大きければ大きいほどいいに決まっておりますが、農林全体とのバランスの問題の中ではかなりこの点には大きな予算をつけてあるということもあるといったようなお考えがあれば、ひとつ説明していただきたい。

○政府委員(森整治君) 先生御承知のように、大半分といふことがいわゆる常識的な線でございまして、ただ問題は、五十一年、五十二年と全体の動物たん白一日当たりが、五十二年で約三十七グラムということでございます。三十六・九グラムでございますが、そのうち水産物が十七・五グラム、畜産物が十九・四グラムということで、畜産物が五二・六%、水産物は四七・四%と割合が承知のようになります。ただこの問題は、御

脇をいたしました。価格が上がって水産物の消費が離れていたという時代、しかし最近は水産物の需要の絶対量もまた対前年に比べましてふえてまいりまして、そういう観点も総合勘案をいたしましたと、やはり水産物というのは半分あるいは半分以上日本人の食生活の中で動物たん白の重要な供給源として今後も維持されていく、またそういう努力を私どもしたいというふうに思つておるわけでございます。

御承知のように、六十年の見通しによりますれば、水産物、そのうちの魚貝類は二十・六グラムということで、約五一%のウエートを占めるということで想定をいたしておるわけでございます。

【理事大島友治君退席、委員長着席】  
ただ、この問題につきましては、全体の日本人の総合の採取いたしますカロリーがどういうふうに変わつていくかということと、それからその中の動物たん白の水産物の占める割合、逆に言いますと畜産物との関連、そういうものをもう一回さらにお新しい時点に立つて見直すという作業をただいま続けておるわけでございます。それによりまして今後の望ましい姿というものを私ども立てて、それにに対する生産供給体制をとつてまいりたいというふうに思つておりますが、いまのところどもやはり五〇%という、その半分はやっぱり水産物で供給していくのが一番いいのではなくかうかというふうに、現時点ではそういうふうに考えておるわけでございます。

○川村清一君 採取する動物性たん白食糧の割合は、畜産が五〇%、水産が五〇%、フィフティ・フィフティと、これは何年も前もそんなような状態であったんですが、そこでひとつ、私勉強でまだ予算の内容をしつかり調べていないのでここで言えないのは残念ですが、農林水産省の畜産局の予算と水産局の予算はどんなようないいのになっていますか。

○政府委員(森整治君) 農地局計上がちょっと入りますね。そうすると、一千五百トンから三百万トントンと七百万トン、食糧に向ける分が。そうす

は公共含めまして千六百十九億と相なつております。水産局は公共も含めまして二千九百五十二億とすることと、このほかに構造改善局計上の畜産局の草地改良の予算が構造改善局に計上されております。

○川村清一君 それを聞いて私も満足したんですが、実は数年前に、私これで大臣に大分文句を言ったことがあるんですが、動物性たん白食糧をファーティー・ファーティーに提供しておる水産局予算と畜産局予算が、むしろ畜産局の方が多かつた時代がある。こんなことがあるかと言つて抗議したことがあるわけですが、いま聞くというと、水産局の方が大分多くなつておる。これは多くなるのが当然であつて、なぜかというと、これは多額の漁港予算が水産局予算の中に入るわけですから、漁港予算をとつてしまつたらこれは大変バラ

ういうことになるか、初め盛んに私がくどくど申しあげましたように、漁業生産量は五十年が千五十四万トン、五一年が千六十五万トン、で、二百海里時代に五十二年に入つたわけですね。それでアメリカ水域は五十一年が百三十四万トン、五十二年は少し減つて百十九万トン、これはソ連の水域に入りますと、五十一年は百三十四万トン、五十二年は四十五万五千トン、これは日ソ漁業協定によって六月から十二月まで、しかし一月から三月までの分がこれに加わりますから、これは多くなるわけですが、しかしはつきりしているのは、五十三年は八十五万トン、五十四年は七十五万トン、こう減つた。これは先ほど私がくどくど申し上げましたように、将来とくもの展望するというと、減りこそそれふえることは絶対ないと、かのように考えていくわけあります。

○川村清一君 この八百七十万トンといふうの中に、ハマチのえさやそういうもの、あるいは農業の肥料、こういうのに使うものは入つてこないか、入つていませんか。

○政府委員(森整治君) 食糧、食用として供するものということと、いまのハマチのえさは入つておりません。

○川村清一君 そうしますと、現在だとえさ五十一において千五十五万トンというと、その中に非食糧が大体三百萬トンぐらいあるでしょう。あ

ると、当然ここで不足してくるわけですね。この

考え方には、食糧に八百七十万トン必要であると、

里内の漁獲量が入つておりますから、それを差つ

引くといふと、沖合の漁業というものは推定してどのくらいの量になるのか。まあしかし、ふやす

とすると、さつきも言いましたように、沿岸漁業と沖合の漁業でふやすより方法がないわけですか

ればこれは貯えないとことになりますね。

そうすると、一体この二百海里時代に入つてどういうことになるか、初め盛んに私がくどくど申しあげましたように、漁業生産量は五十年が千五

十四万トン、五一年が千六十五万トン、で、二百海里時代に五十二年に入つたわけですね。それ

ういうことになるか、初め盛んに私がくどくど申しあげましたように、漁業生産量は五十年が千五

十四万トン、五一年が千六十五万トン、で、二

百海里時代に五十二年に入つたわけですね。それ

ういうことになるか、初め盛んに私がくどくど申しあげましたように、漁業生産量は五十年が千五

万トン、こうなつておりますが、外國の二百海里内の漁獲量が入つておりますから、それを差つ引くといふと、沖合の漁業というものは推定してどのくらいの量になるのか。まあしかし、ふやすとすると、さつきも言いましたように、沿岸漁業と沖合の漁業でふやすより方法がないわけですか

ら、ふやすというためにどういう政策を行つうか、行政を推進するのかと、これが重大な問題になつてきますが、これに對してのいわゆるお考えをお聞かせいただきたい。

○政府委員(森整治君) 大筋といつしまして、いま先生が大体おっしゃった方向であるわけでござりますが、もう少し申し上げますと、五十四年の

時点でいま先生御指摘のように、ソ連と米国合わせまして五一年の実績に比べまして約百万トン減少をしておるわけでございます。厳密に言いますと、九十九万七千トンといふことで、まあ百万トン、そういうことでこの大宗はスケトウが減らされたということです。

それに対しまして、最近までなお漁獲生産量は減つておりますんで、一千万吨を常に上回つて

きておる。その主な原因は、逆に申しますと遠洋漁業がそれだけ減つているにもかかわらず、なぜそれがまだ維持されているかと申します

と、沖合の漁業と沿岸漁業が伸びておるからでござります。もちろんそれは養殖も含ましてでござりますが、その大宗は今度は沖合の中のワシ、サバ、サンマ、そういう多獲性魚が非常にとれてくれるといふことの結果、一千万吨台をずっと維持している。五十一年に比べてもなおふえて

おりますが、その大宗は今度は沖合の中のワシ

漁業がそれだけ減つているにもかかわらず、なぜそれがまだ維持されているかと申します

と、沖合の漁業と沿岸漁業が伸びておるからでござります。もちろんそれは養殖も含ましてでござりますが、その大宗は今度は沖合の中のワシ

漁業がそれだけ減つているにもかかわらず、なぜそれがまだ維持されているかと申します

と、沖合の漁業と沿岸漁業が伸びておるからでござります。もちろんそれは養殖も含ましてでござりますが、その大宗は今度は沖合の中のワシ

漁業がそれだけ減つているにもかかわらず、なぜそれがまだ維持されているかと申します

と、沖合の漁業と沿岸漁業が伸びておるからでござりますが、その大宗は今度は沖合の中のワシ

漁業がそれだけ減つているにもかかわらず、なぜそれがまだ維持されているかと申します

と、沖合の漁業と沿岸漁業が伸びておるからでござりますが、その大宗は今度は沖合の中のワシ

漁業がそれだけ減つているにもかかわらず、なぜそれがまだ維持されているかと申します

と、沖合の漁業と沿岸漁業が伸びておるからでござりますが、その大宗は今度は沖合の中のワシ

漁業がそれだけ減つているにもかかわらず、なぜそれがまだ維持されているかと申します

ておると。そこで、いろいろ先生が御指摘になりました沿岸漁場の整備開発事業であり栽培漁業であり、そういうものに非常に重点を置いてやつてしまいたいということを考えておるわけでございます。逆に申しますと、日本の二百海里、その中の生産を中心化今後体系を整えていくと、そういう考え方でござります。

○川村清一君 私どもも計算してみたんです。私どもの計算は、日本人が将来四十グラム獲取するとして、水産は魚が減りますから畜産の方を多目にとりまして、畜産が二十一グラム、水産が十九グラムと計算いたしまして、将来日本人の人口を一億二千万と考えて、そしてやっぱり非常用、備蓄用を一五%ぐらいりますというと、どうしても七百万トン必要だという計算になる。これは水産の方は八百七十万トンですから、七百万トン。それから現在とれているものを再計算してみる。遠洋漁業は減ります。それから、この何万トンというの中には貝類がある。養殖の貝、たとえばホタテだとかホッキだとアワビだと、こういう貝類が入っているんですけど、これは貝を食うわけじゃないんです。中身だけ食べるわけですから、その総量の中には貝もこれは入っているわけです。貝をかじるわけじゃないのでそのままの中身だけですから、且の何万トンという中で実際食べる分は何とかということです。と計算いたしまして、そうすると現在五百七十万トンしかない。

そうすると、七百万トンに対しましては百三十万トン足りない。その百三十万トンをどうやってふやすか、どこでふやすかということは、沿岸でどうしても八十万トンふさなければならない、それから沖合いと内水面で五十万トンふやすといふ計算をわれわれはしてみたんです、そこで長官、ずいぶん足りないんですよ。これの足りない分をあなたは——とにかく遠洋はソ連とアメリカどちら沖合いと内水面で五十万トンふやすといふ計算をわれわれはしてみたんです、そこで長官、ずいぶん足りないんですよ。これは将来ますます減るということははつきりしているでしょう。それから、世界じ

ゅうに出でていってとつてくるやつがこれがまた減ってくるわけですね。そうでなければ高いお金を出して買つてくるわけですから、輸入すればありますけれども、日本の国の生産というものはそんなふえないわけですよ。少し甘いと思うんですね。

そこで、そのふやさなければならぬ百三十万トン、沿岸の八十万トン、口では八十万トンと言いますけれども、八十万トンこれから沿岸でふやすということは並み大抵なことじやないです。これはどうやってふやしますか。それじゃ、私の言う八十万トンを減らしてまあ五十万トンとしてもういいです。五十万トンを沿岸でふやすために、どういうことをしなければふえないですか。これは大変なことなんですよ。いま沿岸全部で二百万トンしかない。この上にさらに五十万トンふやすということはこれは容易なことではないと思うんですが、その辺何か、こういうことをやってみたないと考えております。さらに、そこで開発いたしました技術を実際に実践に移すために、各中心とした事業場各一ヵ所を五十四年度で着手いたしましたと考えております。さらに、そこで開発いたしました技術を実際に実践してきておりますが、五十四年度から実施してきておりますが、五十三年度末現在で十六県十六ヵ所が完成しておりますし、さらに五十四年度では新規八ヵ所を取り上げ、それから継続中の十一ヵ所について整備事業を実施いたしまして、ほぼ各県に一ヵ所ずつの県営センターを設置いたしたいというふうに考えておるわけでございます。

○政府委員(恩田幸雄君) 私どもいたしましては、沿岸での生産増大にやはり一番問題なのは、沿岸と栽培による漁場とそれから種づくり、これによつていろいろ計算をした結果がござります。これによつて、大体いま申し上げましたような数字に近づけたいということで考えておる次第でございます。

○川村清一君 それじゃ、政務次官が説明されました説明書の中に具体的にいろいろ書いてあるわけです。これで私はお尋ねしますが、いま次長のほうへおつしやった種苗センターといいますか栽培センターといいますか、これをたくさん設置していたがなかなかなれないわけですが、私どもは、国営または県営のものが各県に一ヵ所はぜひ設置されなければならぬわけですが、私どもは、国から、そのくらいの計画は持つていらっしゃいま

うでてくるわけです。そうでなければ高いお金を出して買つてくるわけですから、輸入すればありますけれども、日本の国の生産というものはそんなふえないわけですよ。少し甘いと思うんですね。

そこで、そのふやさなければならぬ百三十万トン、沿岸の八十万トン、口では八十万トンと言いますけれども、八十万トンこれから沿岸でふやすということは並み大抵なことじやないです。これはどうやってふやしますか。それじゃ、私の言う八十万トンを減らしてまあ五十万トンとしてもういいです。五十万トンを沿岸でふやすために、どういうことをしなければふえないですか。これは大変なことなんですよ。いま沿岸全部で二百万トンしかない。この上にさらに五十万トンふやすということはこれは容易なことではないと思うと思うんですが、その辺何か、こういうことをやってみたないと考えております。さらに、そこで開発いたしました技術を実際に実践に移すために、各中心とした事業場各一ヵ所を五十四年度で着手いたしましたと考えております。さらに、そこで開発いたしました技術を実際に実践してきておりますが、五十四年度から実施してきておりますが、五十三年度末現在で十六県十六ヵ所が完成しておりますし、さらに五十四年度では新規八ヵ所を取り上げ、それから継続中の十一ヵ所について整備事業を実施いたしまして、ほぼ各県に一ヵ所ずつの県営センターを設置いたしたいというふうに考えておるわけでございます。

○政府委員(恩田幸雄君) 私どもいたしましては、沿岸での生産増大にやはり一番問題なのは、沿岸と栽培による漁場とそれから種づくり、これによつていろいろ計算をした結果がござります。これによつて、大体いま申し上げましたような数字に近づけたいということで考えておる次第でございます。

○川村清一君 それじゃ、政務次官が説明されました説明書の中に具体的にいろいろ書いてあるわけです。これで私はお尋ねしますが、いま次長のほうへおつしやった種苗センターといいますか栽培センターといいますか、これをたくさん設置していたがなかなかなれないわけですが、私どもは、国営または県営のものが各県に一ヵ所はぜひ設置されなければならぬわけですが、私どもは、国から、そのくらいの計画は持つていらっしゃいま

うでてくるわけです。それでなければ高いお金を出して買つてくるわけですから、輸入すればありますけれども、日本の国の生産というものはそんなふえないわけですよ。少し甘いと思うんですね。

そこで、そのふやさなければならぬ百三十万トン、沿岸の八十万トン、口では八十万トンと言いますけれども、八十万トンこれから沿岸でふやすということは並み大抵なことじやないです。これはどうやってふやしますか。それじゃ、私の言う八十万トンを減らしてまあ五十万トンとしてもういいです。五十万トンを沿岸でふやすために、どういうことをしなければふえないですか。これは大変なことなんですよ。いま沿岸全部で二百万トンしかない。この上にさらに五十万トンふやすということはこれは容易なことではないと思うと思うと思うんですが、その辺何か、こういうことをやってみたないと考えております。さらに、そこで開発いたしました技術を実際に実践に移すために、各中心とした事業場各一ヵ所を五十四年度で着手いたしましたと考えております。さらに、そこで開発いたしました技術を実際に実践してきておりますが、五十四年度から実施してきておりますが、五十三年度末現在で十六県十六ヵ所が完成しておりますし、さらに五十四年度では新規八ヵ所を取り上げ、それから継続中の十一ヵ所について整備事業を実施いたしまして、ほぼ各県に一ヵ所ずつの県営センターを設置いたしたいというふうに考えておるわけでございます。

○政府委員(恩田幸雄君) 私どもいたしましては、沿岸での生産増大にやはり一番問題なのは、沿岸と栽培による漁場とそれから種づくり、これによつていろいろ計算をした結果がござります。これによつて、大体いま申し上げましたような数字に近づけたいということで考えておる次第でございます。

○川村清一君 「栽培漁業を推進するための国、県の諸施設の整備を図るほか、漁業者が種苗放流、漁場管理等を一体的に行う事業を新たに実施することとしております。」と、こう書かれておるわけではありませんから、いま次長がおつしやったように、ぜひ各県に一ヵ所、北海道のような広いところは少なくとも三ヵ所か四ヵ所必要だと思うんでありますが、各海域に、日本海に一つ、オホーツク海に一つ、あるいは太平洋に一つといつたように、こ

ういうことで、効果もわかつております。ただ、今度最初始めました人工礁という非常に大きな、これはついで、それが可能であるということや、中高級魚が相当ついで、從来からやつてまいりました比較的沿岸の魚種につきましては、われわれの入れました人工礁に産卵しているということも現在すでに見られておるわけでございます。

並み型魚礁、大型魚礁につきましては、近距離で操業が可能であるということや、中高級魚が相当ついで、從来からやつてまいりました比較的沿岸の魚種につきましては、われわれの入れました人工礁に産卵しているといふことと現在すでに見られておるわけでございます。

これまで、從来からやつてまいりました比較的沿岸の諸施設の整備を図るほか、漁業者が種苗放流、漁場管理等を一体的に行う事業を新たに実施することとしております。」と、こう書かれておるわけではありませんから、いま次長がおつしやったように、ぜひ各県に一ヵ所、北海道のような広いところは少なくとも三ヵ所か四ヵ所必要だと思うんでありますが、各海域に、日本海に一つ、オホーツク海に一つ、あるいは太平洋に一つといつたように、こ

ういうことで、効果もわかつております。ただ、今度最初始めました人工礁という非常に大きな、これはついで、それが可能であるということや、中高級魚が相当ついで、從来の天然礁に匹敵するようなものを新しくつくらうということで、既に人工礁につきましては、やはりその性格もございますし、まだ期間的にも短いので、これらについては効果調査をやつておりますが、現在まだはつきりしたところは出でおりません。

○川村清一君 次に、「さらに、サケ・マス資源の計画的増大を図るため、サケ・マスふ化場など増殖施設の整備、未利用河川の開発等を推進することとしております。」と、こうおつしやつておるわけであります。

そこで、もつと具体的にお聞きしたいんです

が、サケ・マス資源の計画的増殖、これを図るために一体本年の採卵計画はどのくらいなのか。将来はどのくらいまでこれを伸ばすつもりがあるのか。

それから、このサケ・マスの放流した魚の回帰率、これを上げる必要があるのです。それが、この回帰率を上げるためにどういう方策を考えているのでしょうか。

それから、これは北海道の方ですが、サケ・マスに対する密漁というのが非常に多いのであります。ですが、これに対する取り締まりについてしっかりやつてしまわなければならないのですが、この辺はどういうことになつておるか。

それから、未利用河川の開発を推進するということを言われておりますが、何かちょっと新聞で見ましたが、昔サケの上った川は島根県は千葉県ぐらいまであるし、日本海の方は島根県あたりまであったそうですが、その川をいわゆるきれいな川にしてこれを全部やつてみると、そういう計画があることを新聞でちょっとと拝見しましたが、そういうような考え方もあるのかどうか、これをお聞かせいただきたい。

○政府委員(恩田幸雄君) 五十四年度の計画といつたしましては、全体で十五億三千二百万尾の放流をやりたいと考えております。将来につきましては、まだ現在検討中でございますが、さらに飛躍的に大きな数字を考えたいということでございますが、やはり現実に即しましていろいろ今後詰めさしていただきたいと思っております。

次に、回帰率の問題でございますが、いろいろふ化場その他水産研究所を中心にサケ・マスのふ化放流技術の開発について現在研究をいたしておりますが、その中ですでに得られました実験結果から、ある程度えさをやりまして魚体を大きくて放流した場合、それも、さらにはその放流する時期につきまして、いわゆる河川あるいは海において外敵がない、あるいは餌料が非常に多い時期、こういう時期をねらつて放流いたしますと、非常に河川なり沿海水域での損耗が小さくなると

いう事実がはつきりいたしまして、その結果、実験的に取り入れましたところ、従来一・五程度であつたものが二・二コンマを超えるというような回帰率のアップに現在なっておりますので、さらに私どもとしては、五十四年度におきまして、先ほど申し上げました給餌飼育あるいは適期放流、さらに河川の稚魚の川を下る際の支障になります。

次に、密漁の問題でございますが、近年北海道におきまして、特に根室地区におきましてサケの密漁が目立つております。これらは高速艇によつて、夜間刺し網によつてとられておるようございます。これに対しまして、道府、海上保安庁、警察庁、取り締まり当局が中心になりまして、十分連携をとりつつ密漁防止のために積極的な取り締まりを現在行つておる段階でございま

す。

次に、密漁の問題でございますが、近年北海道におきまして、特に根室地区におきましてサケの密漁が目立つております。これらは高速艇によつて、夜間刺し網によつてとられておるようございます。これに対しまして、道府、海上保安庁、警察庁、取り締まり当局が中心になりまして、十分連携をとりつつ密漁防止のために積極的な取り締まりを現在行つておる段階でございま

す。

そこで、最後に二点ほど大臣の意見をお聞きしたいと思います。

そこで、最後に二点ほど大臣の意見をお聞きしたいのですが、一つは、韓國漁船の無謀操縦を設けまして、これによつてこれら関係の取り締まり当局はより強力な取り締まりができるようになります。これに対しまして、道府、海上保安庁、警察庁、取り締まり当局が中心になりましたので、この辺でこの問題は一応打ち切らせておいたまつたので、まだこの次、質問の機会があれば、その他の問題について議論をさせていただきたいと思

います。

そこで、最後に二点ほど大臣の意見をお聞きしたいのですが、一つは、韓國漁船の無謀操

業についてであります。この点は、まあ大体大臣

の腹のうちはこの間の予算委員会等における御答

弁で承知いたしましたので、ぜひ早急にこれを解

決していただきたいということを要望するわけで

あります。

そこで、この席をかりて、この韓國船無謀操業を受けおる北海道の周辺の漁村の実態だけは申

し上げておきたいわけであります。これはもう

大変な事態になつておるわけであります。これは

オホーツク海、太平洋、そして日本海、ともども

そうであります。もう漁民の方々は思い詰めて

いるわけです。いままでずいぶん政府にも陳情し

たし、政治家の皆さん方も陳情したと。しかし

し、もう二年、三年たつてもいまだに解決しな

い。もういまさら政府に頼んだらちがあかな

いと、自分たちのことは自分たちでやるよりよしよ

うがないと、自衛手段に訴えてやらざるを得ない

といふような思い詰めた気持ちになつておるわけ

であります。このまま推移していくと、大変なことが起きる。

昨年十二月、北海道のある浜で漁民大会を開き

まして、沖にいる韓國船を向けて海上デモをやつ

て、いまこの写真をそこへ持たしてやりますの

で、これをごらんになつて大臣の御見解をお聞き

が、これももつともつと強力にやつていただきたいことと、あるいはオキアミの漁獲、こういったようなものも、今後の問題であります。ひとつ強力に推進していただきたいということを特に要望しておきたいわけであります。そういうような中から、一つには食糧問題の解決、こういったようなことにひとつ骨折つていただきたい、かよううなことに要望いたします。

さらに、私は、先ほど大臣がおつしやいました流通とか加工とか、こういう面に触れてお尋ねをしたいと思います。それらを総合いたしまして、サケ・マスの回帰率の上昇に努力しているわけでございま

す。

次に、密漁の問題でございますが、近年北海道におきまして、特に根室地区におきましてサケの密漁が目立つております。これらは高速艇によつて、夜間刺し網によつてとられておるようございます。これに対しまして、道府、海上保安庁、警察庁、取り締まり当局が中心になりましたので、この辺でこの問題は一応打ち切らせておいたまつたので、まだこの次、質問の機会があれば、その他の問題について議論をさせていただきたいと思

います。

そこで、最後に二点ほど大臣の意見をお聞きしたいのですが、一つは、韓國漁船の無謀操

業についてであります。この点は、まあ大体大臣

の腹のうちはこの間の予算委員会等における御答

弁で承知いたしましたので、ぜひ早急にこれを解

決していただきたいということを要望するわけで

あります。

そこで、この席をかりて、この韓國船無謀操業を受けおる北海道の周辺の漁村の実態だけは申

し上げておきたいわけであります。これはもう

大変な事態になつておるわけであります。これは

オホーツク海、太平洋、そして日本海、ともども

そうであります。もう漁民の方々は思い詰めて

いるわけです。いままでずいぶん政府にも陳情し

たし、政治家の皆さん方も陳情したと。しかし

し、もう二年、三年たつてもいまだに解決しな

い。もういまさら政府に頼んだらちがあかな

いと、自分たちのことは自分たちでやるよりよしよ

うがないと、自衛手段に訴えてやらざるを得ない

といふような思い詰めた気持ちになつておるわけ

であります。このまま推移していくと、大変なことが起きる。

昨年十二月、北海道のある浜で漁民大会を開き

まして、沖にいる韓國船を向けて海上デモをやつ

て、これをごらんになつて大臣の御見解をお聞き

いたしたいんです。これは水協法あるいは漁業協同組合の趣旨から言つてどういうものか。——これを持つていいでください。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 私も現場を見たわけじゃないからよくわかりませんが、これは法定の看板か、あるいは個人演説会でもやるための看板かよくわかりませんので、何とも申し上げられません。

○川村清一君 これは法定の看板でも演説会の看板でもないです。まあ十四日に告示されましたからもうとつてしまつたかもしませんけれども、それはすうと張つてあつたんで、それで、一つには後援会の連絡所みたいなことが書いてあります。ですが、一つの方は何も書いてない看板を張る。もう少し場所を考え張つていただければいいんだけれども、組合の入り口に、さもこの組合はこの人を推薦しているから組合員の者は皆これに入れると言わねばかりの、そう受け取られるようなものを張つておくことは、どうも私は水協法の精神から言つてもちよと穏当を欠く、常識を欠くものでないか。

私も、先ほど言ったように、政治家でありますしお互いの政党人ですから、選挙ですからそんな目くじら立てがんがん言いませんけれども、ちょっとこういう点は行き過ぎでないかと思いますの

で、水産庁のいわゆる漁業協同組合に対する行政指導という面から、ひとつこれはいいのか悪いのか考えていただきたい。もし少し行き過ぎだと思つたならば、しかるべき処置と言うとちょっと櫻井を欠くけれども、その指導機関である北海道なら北海道庁に対して、これはどうだといったようなことぐらい一言注意していただくことが至当でないかと思います。——いや、御返事はいいです。

それで、まだ五、六分時間があるようですが、どうせやるとまた長くなりますので、少し時間を余してこれで終わらしていただきます。いろいろありがとうございました。

○藤原房雄君 過日、大臣の所信表明があつたわ

けでございますが、各般にわたります諸問題について端的に述べになつていらっしゃる。私どもの同僚委員も農業問題それから林業問題いろいろお話しになつたようでございますので、私もかいづまんで二、三点畠農問題と漁業問題についてお伺いをいたしたいと思います。

大臣もこの所信表明の中で「農林水産業の健全な発展を図り、民族の苗代である農村社会の安定をもたらすことが、今後の農林水産行政にとって基本的な課題となつております。」といろいろ前段で述べられて、農林水産業を健全に発展させることが非常に重要であるというお話を各所で強調されております畜産価格のこの問題でございますが、今日まではどうらかというと水田再編対策といふふうな轍を踏んではならないということや、どこに問題があつたのか、今後またどうしなければならないかという、こういうことに非常に心を碎いている

ふうな論議が今日まで重ねられてきたわけであります。これは、何もきのうきょう起つたことでは決してないわけですが、酪農についても一つの大きな第二の食管かと言われるようなこういう問題に直面しておる。いずれにしましても、農業というのは一年や二年で増産体制や、まあ減産といふふうな伸び方をしておる。にもかかわらず、特に卵とか豚肉の生産は非常にふえて、きわめて過剰な状態になつておつて、特に卵の生産調整といふ伸び方で、そう急激ではないが、まあまあといふふうな伸び方をしておる。にもかかわらず、特に卵とか豚肉の生産は非常にふえて、きわめて過剰な状態になつておつて、特に卵の生産調整といふふうなことについては、手をかえ品をかえていろいろ行政指導をしておるという状態であります。酪農の問題でございますが、これにつきましてはいましても将来の見通しなくしてそんなことはできるわけはないわけでありますから、酪農につきまして、これは生き物を相手にするわけでありますから非常に慎重な配慮もなければなりませんし、それぞれの計画のもとに官民挙げて協力をしなければなかなかできないだろう。今日までの国政策といふのはどちらかといふとこの減反政策、そのための転作作物としていろんなものが挙げられます。しかし、それがいつまで諸外国との比較からいいまして、飲用乳及び乳製品のとり方がも

つともつとあつてしかるべきだ、比較の上から酪農といふものに非常に重点を置かれてきた、こうしたことで今日ここに至つておるわけであります。

こういう中で、昨日からのいろんな大臣の、まあ最近の大臣の発言や、また関係局長のお話等報道されておるわけですが、現在、畜産を取り巻く諸情勢について、率直にひとつ大臣はどのよう

所見をお持ちになつていらっしゃるのか、まずそちら辺からちょっとお聞きしたいと思います。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 畜産というても広うが、今日まではどうらかというと水田再編対策といふふうな轍を踏んではならないということや、生産者にとって、またかということで、今度は同じよう四十三年にも過剰米対策ということで減反政策がとられて、またかということで、今まで同じような轍を踏んではならないということや、どこに問題があつたのか、今後またどうしなければならないかという、こういうことに非常に心を碎いている

かといふふうな論議が今日まで重ねられてきたわけであります。これは、何もきのうきょう起つたことでは決してないわけですが、酪農についても一つの大きな第二の食管かと言われるようなこういう問題に直面しておる。いずれにしましても、農業

制度で計画生産をやっておる国でも、でかい狂い制度で計画生産をやっておる国でも、でかい狂い世界じゅうどこでもそうであつて、ソビエトのように、もう三十年、四十年とかいう長い社会主義をしょっちゅう起こしておるわけであります。天候の問題もあるし、他のいろいろな問題が絡んでくると、まして日本のよくな、計画といつてもこれは一つのガイドラインを示す程度のものでありますから、まあ多少の狂いは当然と言えども当然といふふうなもののはいまのところ非常に安い。物価狂乱時代からずつともう大幅に下に下がつて、しかも安定的に供給されているという面では、生産者にとってはやりやすいという一つのなにがござります。

それから、消費の方でございますが、消費も比較的まあ順調と言つていいのでしょうか、ぐらいの伸び方で、そう急激ではないが、まあまあといふふうな伸び方をしておる。にもかかわらず、特に卵とか豚肉の生産は非常にふえて、きわめて過剰な状態になつておつて、特に卵の生産調整といふ伸び方で、そう急激ではないが、まあまあといふふうなことについては、手をかえ品をかえていろいろ行政指導をしておるという状態であります。酪農の問題でございますが、これにつきましてはいまでも誘導政策をもつて行つていかなればならないと、こう考えておるわけでございます。

○藤原房雄君 酪農問題につきましてはまだ集中的に審議をする時間をとるようでございますので、細々したことには触れず、それは後日にするといつしまして、いずれにしましても、当面する農業問題としては重要な課題でございますので触れておるわけですが、いま大臣のいろんなお話をございましたが、確かに農業というのとは、どこの国でも生産と消費のバランスをとるということは非常にむずかしい。そこにその国その国のいろんな問題があるようでありますけれども、しかし日本

が、恒常にやつぱり七、八%ずつ計画を上回る

したがつて、計画よりも伸び過ぎているという

点は、これは1%や2%はこれは仕方ないのです

が、恒常にやつぱり七、八%ずつ計画を上回る

ということになると、全体的に狂いが実は出でてくるわけであります。したがつて、何とかその狂いを少なくするようなことを考えていかなければなりません。特に米のだぶつきも困りますが、牛乳のだぶつきはもつと保存その他の面で困る問題が実はあるわけでございます。そういうような点から見ると非常に厳しい状態であると、こう考えておるわけであります。

農産物は、なかなか計画どおりにいかないのは世界じゅうどこでもそうであつて、ソビエトのよ

うに、もう三十年、四十年とかいう長い社会主義をしょっちゅう起きしておるわけであります。天

候の問題もあるし、他のいろいろな問題が絡んでくると、まして日本のよくな、計画といつてもこれは一つのガイドラインを示す程度のものでありますから、まあ多少の狂いは当然と言えども当然といふふうなもののはいまのところ非常に安い。物価狂乱時代からずつともう大幅に下に下がつて、しかも安定的に供給されているという面では、生産者にとってはやりやすいという一つのなにがござります。

それから、消費の方でございますが、消費も比較的まあ順調と言つていいのでしょうか、ぐらいの伸び方で、そう急激ではないが、まあまあといふふうな伸び方をしておる。にもかかわらず、特に卵とか豚肉の生産は非常にふえて、きわめて過剰な状態になつておつて、特に卵の生産調整といふ伸び方で、そう急激ではないが、まあまあといふふうなことについては、手をかえ品をかえていろいろ行政指導をしておるという状態であります。酪農の問題でございますが、これにつきましてはいまでも誘導政策をもつて行つていかなればならないと、こう考えておるわけでございます。

○藤原房雄君 酪農問題につきましてはまだ集中的に審議をする時間をとるようでございますので、細々したことには触れず、それは後日にするといつしまして、いずれにしましても、当面する農業問題としては重要な課題でございますので触れておるわけですが、いま大臣のいろんなお話をございましたが、確かに農業というのとは、どこの国でも生産と消費のバランスをとるということは非常にむずかしい。そこにその国その国のいろんな問題があるようでありますけれども、しかし日本

が、恒常にやつぱり七、八%ずつ計画を上回る

したがつて、計画よりも伸び過ぎているといふふうなことになると、全体的に狂いが実は出でてくるわけであります。したがつて、何とかその狂いを少なくするようなことを考えていかなければなりません。特に米のだぶつきも困りますが、牛乳の

だぶつきはもつと保存その他の面で困る問題が実はあるわけでございます。そういうような点から見ると非常に厳しい状態であると、こう考えておるわけであります。

れるようなことになりますと、結局大規模化、多頭化、大型化というふうに進んでいくわけですから、零細な牛を飼っているような方々は非常に窮地に陥れられる。

こういうことで、大きな規模でやっているところは大きな規模でやっているところの悩みがあるでしょう。新しい有機農業とか複合経営とか、いろいろなことの中では、この多角経営の中で牛を飼つておる方、頭数は多くないわけがありますが、そういう人はそういう人なりにまた大きな打撃を受ける。大きいといいますか、まあ大きな方向転換を余儀なくされる。こういうことで、いずれにしましても、これは非常に慎重を期さなきやならない重要な問題である。大臣は、もうことのほかいろいろな状況を勘案しての御発言だと思いますけれども、わが党としましても大臣にもいろいろ申し入れをいたしておりますけれども、今日までの経緯とともに、今後これから酪農のあり方というのにつきましては、円高といふことが一つの大いきな要因であろうと思いますし、輸入飼料の値下りなど、これは円高のための差益というものは相当な金額に、パーセントになるわけでありますし、飼料がまた酪農に占める比率といふのは非常に高いわけあります。しかし、最近の動向を見ますと、円もだんだん安くなりつつあることを考え合わせると、いつまでもこういう状態が続くのかどうか、非常に国際的にむずかしい問題であります。改善といいますか、ふだんにできない対策を考えるといふいう時期ではないでしょうか。

要するに、諸外国との、価格面だけではなくて、日本のこのよって来るところの酪農の弱い体质、いままでは草地も十分でなかつたとか、それから飼育頭数も少なかつたとか、いろんな条件があつたわけであります。そのうちで、いま飼料が非常に安い。過日も同僚の原田委員からも山地酪農というようなお話をございましたが、とうときに、これは農家にとつては個々それぞれ条件は違うわけですけれども、おしなべてこういう

条件の中で体质強化、国際的に競争力を持つなんということはこれはなかなか大変なことですけれども、何らかのこれは政府としてもこの機会をとらえての対策を講ずるという、強化策を考え、せっかくのこの価格の上げ幅が、乳製品、畜産物の価格の上げ幅のことだけに終始するのじゃなくて、もっと本質的なものを真剣に考えていくべきじゃないかと私は思うんですけれども、どうでしょうね。

○國務大臣(渡辺美智雄君)

全く御所見のとおりでございます。したがいまして、政府は、かねてから酪農の合理化、近代化、大規模化、こういうものに力を入れてまいりました。日本全国の酪農の一戸当たり平均頭数がすでに十五頭というようになりますと、北海道では三十頭というものが平均でございます。これはドイツの十頭なんかに比べると、ヨーロッパ諸国の水準から見れば決して小さなものじゃありません。私は、その点は、非常に短時間の間によくもこれだけうまく整備をしてきたと、こういうように思われるわけであります。

したがいまして、北海道あたりはかなり生産性の高い酪農が行われておるというの御承知のとおりでございます。やはり値段の問題が消費者

のところに現れております。やはり所得をふやすために、値段を上げるか生産性を高めるか、

二つでございますから、これはなかなか値段はそ

う思うように上げられないということになれば、

なかなかければならないわけであります。今後とも政

府

といましましては、そのような方向を入れてい

ますから、借金があるということは事実であります。何十年とか何百年とか、そういう期間の間に発達したものでなくして、もう本当に十五年か二十

年

の間でそういうふうにしたわけですから、たゞ

さん

の投資をしてその借金はありますというよ

うことで、借金があるから金繩りが苦しいという

ことは言えるだらうと思います。しかしながら、

実質的な内容はかなりよくなつておる純益も実

はふえておるというのも事実でございますから、

これをそういう形で今後とも伸ばしていくよう

に思つております。

○藤原房雄君

これは円高で飼料が安くなつたと

いうことで、濃厚飼料をたくさん投入する。それ

で一頭当たりの乳量がふえたということもありま

すし、いろんなことが生産量の増大ということに

は絡んでおることだろうと思います。これはあ

まり、さつき大臣おつしやつた非常に短期間に多頭

化、大型化が進んだという、私もしょっちゅう北

海道に行つて、この前も行つて、もう行くたびに

変わつておるのでびっくりしておるんですけど

も、しかし、表面上を見ますと、非常にやりぱ

になつてゐる反面では、いま大臣のおつしやるよ

うに多額の借金、これも長い資金で四十年

五十年というやつでやつてますから、年次計画

でやつていてますので、乳価が変動するということ

になりますと、これはある資金でやるわけであ

りますから、減反のときを開拓した農家の方々が大

変苦しがりと同じように、二世代ぐらいにわたら

せつから新鮮な生乳がありながら、最近は学校

給食とかいろいろなことで改善はされつゝあるのが

現状でありますけれども、やつぱり一つの生産体

制というものが確立してゐる反面では、消費とい

うものも決してこれはおろそかにできないことで

あります。やはり所得をふやすためには、値段を

上げなければならぬわけであります。この

二つでございますから、これはなかなか値段はそ

う思うように上げられないということになれば、

生産性を高めるという方向に入れていい

といふことになります。何十年とか何百年とか、

そういうふうに上げられないわけであります。今後とも政

府

といましましては、そのような方向であります。

こういうことで、ぜひそこらあたりの効率化と

合理化といいますか、価格に偏らない、

政策の中に乘つかつて一生懸命がんばつておる

わけですね。

○委員長退席、理事青井政美君着席

どちらかといふと業界筋でいろいろ工夫してやつ

ているようですが、これは一時的な過渡的

なことなのが、生産量が非常に効率が高かつたと

いうふうなことなのがどうかは、これはもう少

しだつてみなければわからぬことかもしれません

が、消費拡大という生乳を始めとしたとして

問題についても、生産体制の強化といふことと

もに、政府としても忘れてはならないことだらう

と思います。今後についていろいろお考えがあ

りますが、お米に

ろうかと思ひますけれども、その辺のことについ

て大臣はどうお考えになつていらっしゃるか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(杉山克己君) 牛乳及び乳製品の需要関係でございますが、これはほかの農産物と異なりまして、といまのは特に対比される米を念頭に置いておるわけでござりますが、年々安定的に需要はふえております。飲用牛乳で見ますといふと五十一年度は対前年二・二%、五十二年度は五・三%、五十三年度は二・七%というようにふえてるわけでござります。ただ、先ほども大臣から申し上げましたように、生産の伸びはこれをさらに大きく上回るというようなことで、ここ三年ほど需給のバランスが崩れた状態が続いております。

そこで、この調整を図るために、生産面で需

要を配慮しながら、そこは抑制を図つていくとい

うこととも必要でございますが、いま先生御指摘の

ように、需要の拡大を図るということと同時に、

またもつと必要なことであるかと考えます。

そこで、需要拡大については、もちろん当事者

の自主的な努力が一番ベースになるものではござ

いますが、そういうふうなことを考えて、國に

おきましてもこれは昨年初めてそういう予算をつ

けたわけでございますが、需要拡大奨励のための

予算約一億円、それをことしは二億五千万円に増

額いたしております。そのほかに畜産振興事業團

から昨年は一億五千円、本年は三億円の助成を

いたすということで、そういう公的な予算が五億

五千万円用意されております。これに対しまして

業界が同額あるいはそれ以上負担するといふこと

で、本腰を入れて消費拡大を図るという体制になつてまいっております。

従来、生産者、それからメーカー、販売店の間

でとかく足並みのそろわなかつた点もあるわけでござりますが、最近、全国牛乳普及協会といふよ

うな大団結した組織もできまして、いま申し上

げましたような牛乳の消費拡大について本格的に取り組もうということになつておるわけでござります。単に新聞やテレビでP.R.、広告するといふ

ようなことだけではなしに、実質的に学校給食その他どういう場面にどういうところに具体的にその

需給を

図つ

いく

こと

に

努め

して

いる

こと

を

確

め

に

おこ

こ

る

こ

と

を

と

す

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

う

と

政府間交渉に対しましては大きな期待を寄せておると思います。

厳しい情勢の中にあるだけに、何としてもやつぱり国益を損じないようにというこういうことで、大臣はその最高責任者になるわけでありますけれども、この間のことについての腹構えといいますか、現在の所見をお伺いしたいと思うのであります。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 御承知のとおり、日ソ漁業協力協定が結ばれまして、日ソ漁業委員会

というものがこしらえられて、そこで共同漁場その他のが去年じゅうに解決されるはずになつておつたわけでございますが、日、米、中等のいろいろな国際情勢、こういうようなもの等もいろいろあります。しかしながら、政府といたしましては陰に陽にいろいろな了解工作を求めてまいりまして、やっと日ソ漁業委員会は今月の十九日からモスクワにおいて開かれたこととなりました。そこで、今まで宙づりになつておつたものをまず処理をし、引き続きサケ・マスの漁業交渉に入れるよう、目下鋭意努力をしておるところでございます。

○藤原房雄君 今日までの厳しいこの推移を見ま

すと、ことしもこれまた、交渉事ですから相手のあることで簡単な予測はできないといだしましても、危惧されるいろいろなことがあるわけあります。しかしもこれまた、いままで縮小され減船に次ぐ減船といふ苦しいことを続けてきた日本の漁業、私どもの祖先が切り開いた北洋から完全にシャットアウトされると、いつにしましても、漁獲量とそれから水域が年々縮小され減船といふ苦しいことをつづけてきた日本漁業、私どもの

資源保護法といふことで國營でみんなやっていまして、御存じのところが、本州につきましては、御存じのところ、國からの補助をいただいてやつてはおりませんが、この体制が違うわけです。

これは歴史的ないろんな経過があつたことは私どもも十分承知をいたしておりますが、政府がい

ろいろ試算をいたしております計画から見ましても、北海道と本州との目標といふものはそんな大きな相違があるわけじゃございませんで、やっぱ

り本州も長い間、岩手県を中心としてふ化事業に

ついては歴史を持つておるわけであります。また、二百海里問題から、だんだん沿岸におきましてはふ化事業といふものに対して見直しされておりま

して、そして、もう相当この漁獲量がだんだんふ

ども、ここへ来て現在の状況を最小限維持してい

くという、こういうことで強く交渉に当たつてもらいたいというのが漁民の心からの願いであろうと思ひます。こういうことで、大臣は、この交渉に臨むに当たりましての腹構えはもちろんあるだらうと思いますけれども、厳しい諸条件があつうかと思いますが、ぜひひとつ積極的にこの日本の今日まで切り開いてまいりました権益というものを守るために御努力をいただきたい、こう思ふんです。これはこちらの要望ということで申し上げたい。

それで、それに伴いましていろんな問題があるわけですが、神どりについては非常に厳しい条件にあるということである、それに対して沿岸の漁獲量というものをふやしていくべきであると、こ

ういう問題になるわけであります。今日まで長い歴史の中で、人工ふ化、こういうことで一生懸命やってきておることは私どもにもわかるわけであります。全体的にはこの人工ふ化によつての沿岸のサケ・マスの漁獲量といふものは非常に増加基調にあるという、データを見ましてもそ

ういうことがはつきりあらわれておるわけであります。この人工ふ化のことについて二、三点お伺いしたいと思うんですけれども、一つは、このふ化事業について、今日まで北海道については水産資源保護法といふことで國營でみんなやっていまして、本州の方は、民間の施設につきまして助成をしておりまして、そこで施設の整備充実を図つてお

ます。本州の方は、民間の施設につきまして助成をするというたてたまえになつていることは御指摘のとおりでございますが、それだけの歴史と、國營の事業で國の職員がサケ・マスのふ化放流をやる

て、本州の方を北海道的にするというのはちょっといささかいまでの時代からいたしましたとどうかといふふうに思ひますが、さりとていまの北海道の運の会長さんが来ておりましたが、このふ化事業についての推進体制といふのは北海道と本州とは余りにも隔たりがあり過ぎるじゃないかと、こう

いうことについてのお話がございまして、本州でも一生懸命やらなきゃならないことなので、これは本州も北海道並みにできるように、まあすぐとかと思ひますが、ぜひひとつ積極的にこの日本の今日まで切り開いてまいりました権益というものを守るために御努力をいただきたい、こう思ふんです。これはこちらの要望ということで申し上げたい。

○政府委員(森整治君) 確かにサケ・マスの資源を計画的に増大していくことが、非常に重要な課題になってきておるわけでございます。

そこで、いま先生の御指摘は、恐らく北海道と本州との扱いが違うという点についての御質問かと思いますが、御指摘のよう、北海道のサケ・マスは国営の北海道のサケ・マスのふ化場を持つておりまして、そこで施設の整備充実を図つてお

ます。本州もこれは北海道の六割近く、こういうことで計画が進められておるわけであります。これから本州では七億二千八百万粒で五億八千七百万尾放流するということですが、こういう計画を見ましても、本州もこれは北海道の六割近く、こう

いうふうにしていくかということにつきましては、いろいろたてたまえになつていることは御指摘のとおりでございますが、それだけの歴史と、國営の事業で國の職員がサケ・マスのふ化放流をやる

て、本州の方は、民間の施設につきまして助成をしておりまして、そこで施設の整備充実を図つてお

ます。本州の方は、民間の施設につきまして助成をしておりまして、そこで施設の整備充実を図つてお

ます。本州の方は、民間の施設につきまして助成をしておりまして、そこで施設の整備充実を図つてお

ます。本州の方は、民間の施設につきまして助成をしておりまして、そこで施設の整備充実を図つてお

どんどんふ化をふやせばふやしただけということではない、やっぱりある限度があるだらうと思います。こういうこと等を考えあわせまして、北海道、本州——この放流したもののが必ず大きくなつて帰つてくるという、こういう習性を生かして、日本の大事なたん白源を獲得するということは、いまの二百海里時代にとつては非常に大事なことだらうと思いますから、今までの体制はいままでの体制として、ぜひひとつここでどういう形がいいかということを御検討いただいて、やっぱりこの新しい時代に沿つた体制のもとで進めていただきたいと私は思つんですが、大臣どうですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 御説のとおりでござりますから、ふ化放流については一段と力を尽くしてまいる所存であります。

○藤原房雄君 何だか書いた原稿を読んだような答弁ですけれどもね。

それから、こういう生き物であるということの上から、試験研究ということもこれまで非常に大事なことで、私どもあちこち施設を見学に行きますと、国と県といいますか、国と道とか——北海道の場合は比較的うまくいっているようでありますけれども、試験研究機関の協力体制といいますか、こういうもののもつときめ細かにしていかなければならぬだらうと私は思つのです。いずれにしましても、三、四年たつて大きくなつて帰つてくる。これから瀬戸内でハマチ養殖をすると何かをするといつて、公害とか何かいろんな問題を起こす、そういうところから見ますと、はるかに大事な事業だらうと私は思いますので、大臣の非常に力強いお話をございましたから、私も何らかの結論が近く出していただけるのだらうと思ひます。が、ぜひ東北、北海道のこのサケ・マスの事業につきましては、積極的にひとつお取り組みをいただき、ことしの水産予算というものは、相當な大臣も胸を張つて語らしげにおっしゃるぐらいいろんな予算づけがなつておるわけでありますけれども、今後のあり方につきましてもぜひひとつ御検討いただきたいと思います。

次は、時間もございませんのであります  
が、韓国問題については、さつき川村さんからも  
お話をございましたのであります  
が、それも私はこの前北海道へ行って痛切にお話を聞か  
され、また目の当たりにして、何とかしなければ  
ならぬというそういう気持ちで帰つてまいりました  
た。先ほどいろいろ大臣も答弁ございましたが、  
日本漁民のために、複雑ないろんな問題があるこ  
とは私ども承知いたしておりますが、お取り組み  
をぜひひとついただきたい。  
  
次は、漁港の問題であります  
が、今日、第六次  
漁港整備計画と言われるやつが第三年次に入つて  
いるんですね。漁港が非常に整備されたたといふこ  
とで大変に漁民の方々は喜んでおるわけでありま  
すが、しかし、この漁港の要望といふのは非常に  
大きいということは、大臣もこれは十分に御存じ  
のことと思います。漁港のことでいま一つ申し上  
げたいのは、四十八年のオイルショックのとき  
に、いろんな計画があつたのが一遍に吹つ飛んで  
しまつて、公共投資優先ということで、漁港整備  
が計画を終わつても五割にも達しないような状況  
で終わつてしまつた。経済変動の中で非常にこう  
いう計画といふのはむずかしいことはわかります  
が、漁民にとっては漁港といふのは命みたいなも  
のでして、これの整備がきちっとなされることが  
どんなに重要であるかということは、私からくどく  
ど申し上げるまでもないことだらうと思います。  
そういうことで、現在進捗率といふのは大体四  
〇%のようでありますけれども、この漁港整備計  
画といふものは、渡辺大臣の御就任とともに、ぜ  
ひとつこれは着実に進めていただきたい。そし  
てまた、やむを得ない経済事情とかなんとかい  
うことは予測したくないことでありますけれど  
も、いすれにしましても、二百海里時代を迎えて  
漁業の進展のためには、振興のためには漁港の整  
備が最重点だということで、大臣の御認識をいた  
だいて推進をしていただきたいと思いますが、御  
所見をひとつお伺いしたいと思います。

お詫びしますから、もう三年目で四〇%になつてゐるわけです。ですから、必ず来年も予算を順調につけて、計画どおりにもつと早めてやるよう努力をいたします。

○藤原房雄君 それから、ことしから始まります新沿岸漁業構造改善事業、こういう事業は、これは漁業関連ということと、漁民の方々の生活の環境、こうしたことまでめんどうを見て、いこうと力でいたします。

〔委員長退席、理事山内一郎君着席〕

それはそれなりの私ども評価をいたしておるわけあります、が、この新沿岸漁業構造改善事業といふものの推進とともに、この漁港整備、これをあわせまして漁業の振興ということについてひとつ積極的な取り組みをいただきたいと思うんであります。

漁港にはいままでもいろいろな議論があるんですが、いままではどちらかといふと、沿岸から沖合い、沖合いからだんだんだんだんだん沖の方に行くようになって、船も大型化していくというこういうことで、漁港整備の年次計画というやつは、年次計画が終わらないうちに船が大型化して、そのことのためにせつかくできたものが大型の船が使えないという、こういうことを今まで余りもも急激な変化の中でしばしば私どもは見、そしてまた聞いてきたわけです。漁港は、最近回りますと、確かに中核的な漁港として大きい中型船といいますか船が入る港と、それから本当に家族で漁業を営むというそういう方々のための、大きい船の入るというじゅなくして、集落で使う小さいといいますかそういう漁港、こういうものに対する要望が非常に強い。こういうことで、大型漁港ということとともに、集落単位の漁港の整備もずいぶん進められてきておりますけれども、こういふものについてもきめ細かにやっていくことが大事なことだらうと私は思います。今回のこの第六次の漁港整備計画というのは四〇%ということですけれども、四〇%の中身と、それから、これからの重点的な整備計画の内容等について、概略ひ

とつ御説明いただきたいと思います。

○政府委員(森整治君) 第六次の漁港整備につきましては、五十二年から五十七年まで六カ年間で、三カ年が五十四年度、半分でございますが、全体は一兆四千五百億ということで、このうち調整費の五百億あるいは地方の単独事業二百億を除きますと一兆三千八百億ということの計画でござります。現在五十四年度におきましては、そのうちの修築事業が事業費ベースで一千四百十四億、それから改修事業が六百一億、局部改良事業が百六十七億ということで、二千百八十二億の予算を五十四年度で計上しておるわけでございまして、これによりまして先ほどの四〇%台の進捗率になつておるということござります。

そこで、いろいろ先生先ほどからお話をございましたように、私どもいろいろその予算の配分につきましては頭を悩ましておるわけでございますけれども、今回の――今回といいますか、漁港の特色というのは、目の前の前浜にあります港を何かやはり整備してほしいという要望が非常に強いと同時に、それを全部やつておりますと、結局何といいますか効率的な投資が非常に行いがたい。先ほど先生御指摘のように、船型が大きくなつて事業とマッチしなくなつてしまふようなところもあるというようなこともございまして、最近は相当な伸び率をもちまして予算を計上いたしておりますから、まあまあ何とかやっていけると思いますが、いずれにいたしましても、平等といいますか公平といいますか、そういう要請と、もう少し効率的に予算を配分するという観点と、この両者の非常に何というか問題に私どもも実は悩まされておるわけでございます。

しかし、そういう両方の調整を図りながら、やはり効率的な投下を行ひながら早く仕上げていくということだが、非常に重要な問題になつてゐる。同時に、全体の総枠の確保はもちろん、大臣がおっしゃいましたように、農林水産省全体の中でも

重点項目として取り扱つてまいりたいというふうに思つておるわけでございます。

○藤原房雄君 それじゃ、時間が参りましたので水産問題については、ことしは胸を張つてとか、相當予算がついたわけですねけれども、これは大臣の実力もあつたかもしれませんけれども、やつぱり時の要請ということが非常に大きなウエートであったらうと思います。そこへ実力大臣がいらっしゃつたといふことなのかもしませんが、いざれにしましても、いま長官のお話にございましたように、漁港一つとりましても非常にむずかしい問題を抱えておりまして、効率的な投下といいますか、こういう判断に迫られるようなことがあります。

ぜひひとつ、水産業の発展のために、発展といいますか、こういうこの予算案ですね、今までほどどちらかというと、農林予算の中で漁業関係の水産予算がどれだけ占めるかというようなことがありますか、よく言われておつたわけですが、そういうことはなくして、現在のこの二百海里という新しい時代を迎えたその中で、これから漁業振興のためにどうぞ、これから漁業振興のために、この二百海里といつて今回のやつをベースとして、これから逐次ひとつ上積みをして、そしてまたかさ上げをし、そして漁業振興のためにしっかりと取り組んでいただきたい、こう私は心から大臣に要望し、そして先ほど来非常にバラ色のお話が大臣の所信表明の中にあつたわけあります、これの実現のためにがんばってもらいたいと思いますが、いかがでしようか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 御激励を賜りましてありがとうございます。今後ともよろしくお願ひ第一番目に、今後の農業の問題で地域的な農業ということをよく言われるわけですか、現時点で申し上げます。

○下田京子君 前回は農政の基本的なことについてお尋ねしまして、きょうは個別的なことでお願いしたいと思います。

第一番目に、今後の農業の問題で地域的な農業

域特産物と言われて全國民に愛され、また食べられているコンニャク問題なんです。これはまた、

世界の人々の中でも日本国民しか食べでない。しか

し、東南アジア等ではもうそれは野生であるわけでも、しかし国内にあっては、一方消費との絡みでこれまでだぶつきぎみで、生産者も山間地帯の耕作者が大変多いだけに、これから成り行きにつけて心配をしているわけですね。そういうたやさきに、これはもう新聞報道されておりますけれども、コンニャク密輸問題が騒がれました。生産者は大変心を痛めまして、すでに農水省の方にも陳情等があつたことと思います。

○理事(山内一郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(山内一郎君) 速記をつけて。

○下田京子君 質問に入る前に、いま五分ほど中断されたので、委員長を通じて事務当局に、各関係省庁が質問に応じられる時間に前もつてお入りいただけたように、注意をまずお願いしておきたいと思ひます。

○理事(山内一郎君) 大蔵省に申し上げますけれども、時間より早まる場合もあります。きちんと出席をするように、今後注意してください。

○説明員(奥田裕君) 申しわけございませんでした。今後注意いたします。

○下田京子君 質問を続けますが、コンニャクの密輸問題につきまして新聞ですでに報道されてお

りますけれども、一月の九日、横浜税關にいわゆる二三〇六番という番号でタピオカウエスト、いわゆる動物用の飼料として揚がった、税率なし、価格が九十七万四千五百円、その中に五一%のコ

ンニヤクの精粉が入つていていたことが報道さ

れております。このことにつきまして、現在大蔵省として、この横浜税關だけでなく、神戸港でも

こういった例があつたんではないかと、その他のルートではどうだらうかということについてのい

ろいろと世論が沸いているわけですが、現時点で

いろいろと世論が沸いているわけですが、現時点で

どのような件を把握されておりますか、簡単で結構ですか、御説明いただきたいと思います。

○説明員(奥田裕君) お答えいたしました。

先生のおっしゃいましたように、新聞報道ですでに報道されてございますが、本年の一月九日、

その中にコンニャク精粉が約十三トン入つておつたと。このコンニャク精粉は現在輸入制限貨物でございまして、輸入することができないものでございまして、これを密輸しようとした。

で、ほかのルートはあるのかということでございまして、現在横浜税關におきましてその他の余罪というものを検討、調査いたしております。

で、一件、名古屋税關——名古屋港から陸揚げいたしまして、本年一月の中旬保税運送の上、横浜港へ保税運送されたもの、これが先ほどの密輸形態と同じものであることが発見されました。この前者のものにつきましては、すでに二月の十七日をもちまして検察当局の方へ告発をいたしております。そして、名古屋から横浜へ着いたもの、これにつきましては、二月二十四日付をもちまして告発をしております。で、ほかの余罪も、現在調査を続行しております。

○下田京子君 すでに新聞発表されていた横浜税關のほかに、名古屋税關、いわゆる神戸港でも揚がつたと。二件ともこれは告発しているというお話をだつたと思うんですが、これについて法務省の方で現在この告発を受けてどういう捜査が進められているか、お答えいただきたいと思います。

○説明員(佐藤道夫君) ただいまお尋ねの事件にございましては、ただいま大蔵当局の方から御紹介がありましたとおり、二月十七日付をもちまして横浜税關から横浜地方検察庁に対し告発がな

されています。それで現在横浜地檢におきまして銅意

識調査中でございます。罪名は關稅法違反というこ

とで、事案の内容は、いろいろ話に出ておりま

す。それで、この件につきましては、市場に出回ることは需給上問題がありますから、そ

なると思いますが、私どもいたしましては、市

場に出回ることは需給上問題がありますから、そ

のことのないよう関係当局に要望してまいりたい

と思います。

○下田京子君 所管が違つても、せんだつて私の

方でもお尋ねしましたら、I.Q.物資であるコンニ

ヤク粉の密輸であるだけに、所管の農林水産大臣、農林水産省の御意見を承りながらその処分等

でございます。

○下田京子君 そこで大臣にお尋ねしたいわけな

んですけれども、ただいまお聞きのとおり、コンニヤク精粉については、これは非自由化品目であ

ります。端になっているのがコンニヤク生産地第一の群馬県で、鶴田という社長さん、その方の下で働いて

いる方がインドネシアに行かれて、それでそのイ

ンドネシアでもって鶴田社長から二百萬円から受

け取つて密輸のために働いたという経緯なんですね。こういうことで、群馬県の下仁田の皆さん方

が、これは農林水産省の方にも行つていると思う

んで、ほかの部屋にも陳情に見えます。こうしたコンニヤク粉の密輸の絶滅対策を講じてほしいということを一つ言つております。

それから二つ目には、密輸されたコンニヤク粉は廃棄処分にしていただきたい、こういう陳情をさ

れているわけなんです。

この二件に対しまして、大臣といしまして、年々いわゆるコンニヤクについての生産、栽培の規模を割つてもそれがだぶついているということ

で抑えているという絡みの中で、こういう野生の、インドネシアから密輸という形態で入つてしまつたものに対して、毅然たる態度で臨んでほしいわ

けなんですか、この二点について大臣の御

所見をお願いします。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 大変遺憾なことでござります。廃棄処分の問題は、所管省は法務省に

あります。廃棄処分の問題は、所管省は法務省に

なると思いますが、私どもいたしましては、市

場に出回ることは需給上問題がありますから、そ

のことのないよう関係当局に要望してまいりたい

と思います。



はじめてに苦労し考へておられるわけですね。特に具体的に出しますと、さつき申しました福島県の中でも、コンニャク生産が非常に多い矢祭町というところなんですがれども、共販体制、共販率が昭和四十三年は五〇%でした。ところが、五十二年では九〇%まで拡大してきました。価格安定という前提で、やはり共販ということも考へていこうということです、みずから努力している。しかも、山間地帯の農業であるだけに、コンニャクが生産される前の八月時点では、お盆のお金にということで前渡し金みたいなお金を出すわけです。さらには十二月になりますと、仮渡し金といって年越しのお金も出すわけです。それから翌年の五月になりますと、これは仮清算をするわけです。コンニャク年度は十一月から十月ですから、最後の十月になると、全体での市況がありますから、その市況を見て差額、本払いというかつこうで清算払いをするわけです。こういうかつこうでいろいろと苦労しているのですが、金利がかかるだと、倉敷料がかかるとかということでの苦労話もざいぶん聞かされました。

ですから、ただ見守るというだけでなくて、せめてもいま五十三年度から出発したこの生産流通の安定対策事業、こういう事業の中にいろんなメニュー方式ででもいいですから、地域的なかつこうで活用できる、そういうものを具体的に検討課題として取り入れながら、かつ地域農業の発展という方向でこういう価格問題について御検討いただけるかどうか、いかがでしよう。

○國務大臣(渡辺義智雄君) これは、いま三瓶局长が言つたようなことが一番いいのじゃないかと思いますね。私がいまここで結論を出すと別な方の結論がすぐ出ちゃいますから、ですから、これはやはりもう少し検討をしてもらつた方がいいのじゃないかと、かように思います。

○下田京子君 大臣も検討するということですが、後退した検討じゃ困りますので、ぜひそういう実態を踏まえて研究するという方向で検討いたただけるのだなと理解してよろしいですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) そういうことも含めて検討します。

○下田京子君 大変むずかしい問題だとは思いますが、それども、この点は重ねて要求をしておきたいと思います。お願いしておきます。

それから次に移りたいと思いますけれども、畜産物価格問題と全体的なこれから畜産農業の方は別途また集中的な質問でお願いをすることにいたしまして、きょうは鶏卵生産についてお尋ねしたいと思います。

現在、鶏卵の価格の低迷が非常に長いこと続いているのは、大臣も御承知のとおりだと思います。特に昨年の場合には、一昨年対比で約二〇〇%も落ち込んでいて、キログラム当たり二百四十二円、ことしに入りましてからも二百円前後というのが長いこと続いて、まだちょっと最近は持ち直すという傾向でありますけれども、やっぱり物価の中では卵は優等生、しかし鶏卵農家は大変苦労をしているということは御存じだと思います。この点について、なぜこのように卵の価格の低迷が続くかという点については、大臣は去る二月の十七日に衆議院の予算委員会で、卵価格の低迷は何といつても過剰生産にあると、だから何よりも生産調整を最優先的にやってほしい、こういうふうなお話をされていたかと思うわけです。私、全くこの御指摘は正しいと思うんですけれども、ただこの生産調整を最優先にやってほしいということはいまに始まつたことではないと思うんです。四十七年からそれが出来、四十九年にはこれらが三局長通達でもって出されているわけですね。にもかかわらず、生産調整がその効を見ないで増羽の傾向がまだ続いている。このことについて大臣はどうお考えになるんでしょう。

○國務大臣(渡辺美智雄君) それは非常にみんなが困ることですから、全体で話し合いで生産調整をやろうというのだから、それにみんな従つてくださいよと、そういうことで町村ごとに協議会とかいろいろなものをつくってやつておる、ところがそれに従わない者がどうもいるらしい、そういう

のは調べて、たとえば何かぶつちめる方法——ぶつちめると言っちゃちょっとと語弊がありますが、何かうまい方法はないかということで、たとえば卵価の協議会、そういうところから外すとか、いろんなことをやつておるのだけれども、それでもなおかつやつているのがいるという話をときどき聞いています。何かうまい手はないかなと思つて、私も実は首をかしげているのですが、日本も法治国家ですから法律以外のことはできませんけれども、そういうような不心得で自分さえよければ人はどうなつてもいいというような者については、何かうまい知識があつたら後でこつそり教えてもらえばやりますから、ひとつ教えていただきたい。

マグループが約三十五万羽、こういうやみ増羽を  
している、これはもうすでに明らかなるところで  
す。これは需給調整協議会の資料によりまして  
も、五十三年五月時点の全体のそのやみ増羽の羽  
数がどのくらいかというと四百十萬羽、五十三年  
の十一月の調査結果によると三百八十五万羽です。  
から、何とイセグループとタケクマグループと二  
つのグループだけで全国のやみ増羽の半分を勝手  
にやっている。

ですから、ここで私は大事なことは、今まで  
言われていたように、一般的な生産調整ではだめ  
だということ、それから一般的ないわゆる生産過  
剰問題ではないんだ、このところが私は今後の  
対策として大事な点でないかと思うんですけれど  
も、その点について大臣、どうでしよう。

○國務大臣(渡辺美智雄君) よくわかりました。  
○下田京子君 よくわかったということなんですね。  
けれども、大臣にわかつていただいても、実際に  
はこういった人たちのやみ増羽が規制できないわ  
けですね。法治国家だから本当に何にも手が打て  
ないのか、そのところが大事な点だと思うんで  
すよ。

それで、以下聞きたいんですけど、具体的  
なやみ増羽の拠点が、私、実際に足を運んできま  
したが、茨城県と宮城なんです。

最初に茨城の状況をお話しいたしますと、五十  
三年の五月に二十六戸の養鶏農家、このうちで九  
十五万一千羽やみ増羽されている。十一月になり  
ますと二十八戸になりますて百十八万一千羽、こ  
れだけやみ増羽がされているんです。宮城県はど  
うかというと、宮城県は五十三年五月時点で十  
戸、やみ増羽の羽数が六十八万三千羽と報告され  
ているわけです、この資料によりますと。そして、  
十一月になりますと八戸に減りますけれども  
実に八十一万八千羽と逆にふえている。この宮  
城県と茨城県だけ合わせましても実に五十三年  
の十一月で百九十九万九千羽、十一月時点での三百  
八十五万羽の半分がこの茨城と宮城だという、そ  
の数字もまた出てくるんです。こういうことで、

調査時期のずれだとかあるいは正確さだとかといつて、一定の羽数の違いはあるにしましても、どこがどういう形でやっているかというの明確になつてきているわけなんです。だから、指導も個別的に具体的にならなければならないんじやなあから、こう思うわけです。

さらに続けていきますと、需給調整協議会等いろいろやられていくとは言いますけれども、茨城県の場合、県の担当者が言つていましたけれども、減羽計画を出すようにと、こう文書や何かで連絡をしたが、返事があつたのはたった一戸だけ連絡したって、私はそういう生産調整反対ですよというか、こうで何ら従わないという状況거든요うんです。あとは全然もう返事もないし、幾ら連絡したって、私はそういう生産調整反対です。

そういうやられていますけれども、宮城県の場合は、私驚いたんですねけれども、衆議院の国会でも大変議論になりました色麻農場です。色麻農場は、減羽計画が出される指導がされるときには二十四万羽であったと思います、凍結羽数は。ところが、実際に昨年国会で議論になっているときにはどのくらいの羽数だったかと言ふと、これが九十六万七千羽なんですね。しかし、国会で議論になっている——共産党の津川代議士が質問しているときには局長何と答えていたかと言ふと、色麻農場は八十三万五千羽でござります、こう言つています。ところが、国会で議論になつてあるその時期に、実態はどうかと言うと九十六万七千羽だった、これがやみ増羽の実態なんですね。そして、九十六万七千羽を基点にして、今後三年間でもつて二十五万六千羽の減羽をいたしますよと、こういう話なんです。これではやみ増羽やり得といふかどうこうになつてしまふのではないでしよう。

○政府委員(杉山克己君) 四十七年、それから特に四十九年以降はつきりした生産調整を行う、四十九年現在の羽数で凍結するということでお生産調整を行つてしまつてあるところでござります。全体を通じては、確かに一部の違反はありました

が、かなりよく守られている。そうした結果、鶏卵価格も比較的安定しておつたのでござりますが、昨年の初めごろから特にえさ価格が安くなつたというようなことも反映されてか、生産意欲を刺激して全体の生産も伸びる、それから中で違反者のやみ増羽もふえるといったような事態が見られたと思います。

○下田京子君 局長、それで結構です。せつかく御答弁でありますけれども、時間がありませんので失礼させていただきまして、私は実態は一般的なことではないんだということで今まで話を進めてきているんです。ですから、指導が具体的にならなきやならないと、それからやみ増羽をしている者がだれかということが明らかなんだという

ことを言つていいわけなんです。

大臣、以下お尋ねしたい点は、茨城県の小川町の例なんですねけれども、これは特にひどいのがイセグルーブの中での与沢農場というところを筆頭は、減羽計画が出される指導がされるときには二十四万羽であったと思います、凍結羽数は。ところが、実際に昨年国会で議論になっているときにはどのくらいの羽数だったかと言ふと、これが九十六万七千羽なんですね。しかし、国会で議論になつてあるわけなんですね。この中で森林法違反、これがはつきりしたんです。

そこで、まず尋ねたいのは、これは局長に御答弁いただきたいんですが、与沢農場はイセグルーブの直営農場ですね。

○政府委員(杉山克己君)

そのとおりでございま

す。

○下田京子君 このイセグルーブの直営農場である与沢農場、この与沢農場が実際はどういう形で

あります。

○政府委員(藍原義邦君)

林野庁の方に報告が参

りましたのは、ことしに入ってからでございま

す。

○下田京子君 私は、ここで大臣にも、それから

関係する局長にもお願いしておきたい点は、やみ増羽について真剣になつてその行政指導を考えるならば、少なくとも私のようなまだ未熟な議員であつても、こういう報道が出たらこう感じるわけですね。調査に行つているわけですよ。森林法問題というものはこれは知事認可なんだからという立場で林野庁長官は受けとめられたにしましても、関係の局長は、少なくともやみ増羽どうなかと聞題といふことであつて私はしかるべきだと思うんですが、この点について大臣一言。

○国務大臣(渡辺美智雄君)

まことに、本当にそ

れはそれぐらいのなにがあつても私もいいと思

う。そこで、時間もないことですし、せつかく、

共産党の方が政府の政策に全面的に協力してくれ

るなんてこれは珍しいのですから、ですから、私

はここで本当にこれを受けとめて、林野庁も森林

法違反の実態をよく調べて、これは茨城県知事を

指導して、それは適正な厳重な処置をとると。そ

だから、今後こうすることをどんどんやつぱり政

策を進めていく上においてやらなければならぬと

いふことですか、これはいろんな手段を別途考

えて、具体的、個別的にやつていただきますよう

から、指導はもう具体的であるわけです。

しかも、この与沢農場だけではありません。時

間もありませんから以下述べませんけれども、イ

セの社内報によりまして、小川町インテグレーション

で把握していますでしょうか。

○政府委員(藍原義邦君)

具体的に指示をするということな

ります。

○下田京子君 具体的に指示をするということな

りますが、その具体的な指示の中身についてお願

いしたいと思います。

それは五十三年四月二十八日付で、構造改善局

につきましては、御存じのとおり、森林の開発許

可制度は知事に権限を機関委任をいたしております。

したがいまして、それぞれの知事がやってお

るわけでございますが、茨城県からの報告によりますと、五十三年の十一月十三日に県と小川町が

合同調査をいたしております。

○下田京子君 十一月十三日に小川町と県が合同調査をしたという御報告を、いつ受けたんでしょ

うか。

○政府委員(藍原義邦君)

林野庁の方に報告が参

りましたのは、ことしに入ってからでございま

す。

○下田京子君 私は、ここで大臣にも、それから

関係する局長にもお願いしておきたい点は、やみ

増羽について真剣になつてその行政指導を考える

ならば、少なくとも私のようなまだ未熟な議員であつても、こういう報道が出たらこう感じるわけですね。調査を行つているわけですよ。森林法問題

題といふことはこれは知事認可なんだからという立

場で林野庁長官は受けとめられたにしましても、

関係の局長は、少なくともやみ増羽どうなかと

いうことで問い合わせするとか、そういう姿勢があつて私はしかるべきだと思うんですが、この点について大臣一言。

○国務大臣(渡辺美智雄君)

まことに、本当にそ

れはそれぐらいのなにがあつても私もいいと思

う。そこで、時間もないことですし、せつかく、

共産党の方が政府の政策に全面的に協力してくれ

るなんてこれは珍しいのですから、ですから、私

はここで本当にこれを受けとめて、林野庁も森林

法違反の実態をよく調べて、これは茨城県知事を

指導して、それは適正な厳重な処置をとると。そ

だから、今後こうすることをどんどんやつぱり政

策を進めていく上においてやらなければならぬと

いふことですか、これはいろんな手段を別途考

えて、具体的、個別的にやつていただきますよう

から、指導はもう具体的であるわけです。

しかも、この与沢農場だけではありません。時

間もありませんから以下述べませんけれども、イ

セの社内報によりまして、小川町インテグレーション

ヨンと銘打つて、これは社内報で以下ずうつともうやられています。ですから、森林法の第十条の二によって開発許可をとらなければなりませんし、またそれが法違反で、届け出をしてない場合には十条の三に基づいて監督処分もあるわけです。その中身においては、中止命令あるいは復元命令もあります。しかも、それも含めまして、今後こういったいわゆる林と基地に隣れて無断増羽、やみ増羽なんということが野放しにならないよう、重ねての指導を具体的にお願いしたい、こう思うわけです。——いや、これは大臣で結構です。もう時間ないですから、大臣に頼みます。

○政府委員(藍原義邦君) ちょっとその前に私が……。

いま御指摘がありました点につきましては、県の方におきましても二月二十二日に、ただいま御指摘になりました森林法に基づきまして監督処分を行っております。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 大変いい話で、私としてもこれは具体的に徹底をさせる。これからそういうことがあつたらば、委員会まで待たずに私のところへすぐに教えてくれればもつと早くやりますから、よろしくお願ひを申し上げます。

○下田京子君 それから具体的にもう一つ、どういたやみ増羽を取り締まるかという御提案です。飼料価格安定基金、これをもう少し活用してはいかがでしょうか。この点については改めて私が提言するまでもなく、すでに衆議院農林水産委員会の中で附帯決議にも出ております。また、その活用について、これは農林水産省の畜産局、昨年二月に報告書として出しております。このえさについて、ことしあたりまた上がりそうだといふ話もあります。ですから、形だけ誓約書を取つて云々ということではなくて、これを実効あるような形で活用させてみて、もうやみ増羽、無断増羽をやつて悪質だつたらばこの飼料価格安定基金に入れない。これは一年ごとに自由なんです。ね、入つたり出たり、入つたり出たり自由なんですよ。ですから、えさの価格が安定しているなど

いうときには抜けていて、上がりそだなと思つたら入つてくる、大体そういうことだつて考えられます。普通大変に悪質なことをやつてゐる方は入れないと、そういう置をとつてほしい。それから最後に、これはあわせてお願いしたいのですが、結果として、今までやられてきたこの生産調整が中小養鶏家切り捨てというかつこうになつてきました。これは、五十二年、五千羽未満の養鶏農家が三十二万七千戸あつたのが、五十三年になつて二十七万七千戸に約五万戸減つてゐるんです。このことについて、そのやみ増羽を進めている側の大規模養鶏企業家の方々が言つているんです、それ見たことかという形で。だから生産調整反対だ、まさに天の福音だ、われわれにとっては恵みである、中小養鶏家はつぶれてくれる、われわれはこれからもどんどんやみ増羽をやつていきますよといつたつこうで言つてゐる。だから、そういうことがなされないように、やはり先ほど言った飼料価格安定基金からやみ増羽者はもほど言つた飼料価格安定基金からやみ増羽者はも外していく、また、中小養鶏家に対する緊急融資なんかで保護していくといふことは、この施設が必要ではないかと。この点についての具体的な御決意を伺いまして、私の質問を終わりたいと思います。

○政府委員(杉山克己君) 配合飼料価格安定基金の活用ということでございますが、これにつきましては、入る際に誓約書を取る、きちんと生産調整を守るという者でなければ加入を認めないといたします。

○下田京子君 委員長、私終わろうと思ったんですが、ちよつと局長答弁で、さつき与沢農場がイセの直営ではなくて関連だと。これは事実に対しても偽りがあるんではないか。どちらが本当なのか伺いたいのは、昭和五十三年四月の二十日、津川委員の質問に対して局長自身が答えていました。「与沢農場につきましては、イセグループの直営農場という関係にあることが判明いたしました。」——どちらですか。

○政府委員(杉山克己君) その後、生産調整の実効を担保するためには種々調査を行つてきたわけでございます。生産調整協議会の報告等にもよりますが、守られなかつた場合、では制裁ができるかといふ、まあペナルティーの問題でござります。これは実は五年を一期にした長期の契約で、その間積み金を積んで、そして事故が起つたとき、えさの価格が暴騰したときにその補てんを受けるといふ仕組みになつております。そうしますと、積んでいる者には一つのすでに発生した権利があるわけ

でございます。それから、本来の趣旨が鶏卵と直結びついたものでなく、飼料価格全体の価格安定ということを趣旨といたしております。そのような観点から、私ども直ちにこれを生産調整に協力しなかつたからペナルティーを科すというような運用は、なかなか法律的にむずかしいというふれども、あれは系列でございましたので、その点修正させていただきます。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 何かうまい方法はないかどうか、私も素人ですからよくわかりませんが、いずれにしても、そういうような悪質な業者を野放しにしておくことは、これは社会的公正を欠くという点からも私はいかぬと思う。したがつて、厳しくいろんな手を用いて、やはり全般的な幸せが得られるような方向に尽力をいたします。

○下田京子君 委員長、私終わろうと思ったんですが、ちよつと局長答弁で、さつき与沢農場がイセの直営ではなくて関連だと。これは事実に対しても偽りがあるんではないか。どちらが本当なのか伺いたいのは、昭和五十三年四月の二十日、津川委員の質問に対して局長自身が答えていました。「与

農場につきましては、イセグループの直営農場という関係にあることが判明いたしました。」——どちらですか。

○政府委員(杉山克己君) その後、生産調整の実効を担保するためには種々調査を行つてきたわけでございます。生産調整協議会の報告等にもよりまして事実関係が最近明らかになつたといふことで、系列といふことを新しい事実で申し上げたわざでござります。

○三治重信君 五十四年度の農林水産大臣の所信表明についての質疑で、この大臣の所信表明にて、系列といふことを新しい事実で申し上げたわざでござります。

が、その「生産性の高い近代的な農家」をつくる一つの問題点として、きょうは農地の問題を御質問したいと思います。

それは、一つの新しい考え方として地主の方にこの流動化の助成金を出すと、こういうことが出ておりますが、一番日本の農業が高度成長の中で非常に衰退して、国家の要望する国民の食糧の自給力について非常に荒廃化を來してはいるんではな接続びついたものでなく、飼料価格全体の価格安

る程度の大型化をしなきやならぬ。土地の面積がふえないということになれば、反復利用するか、あるいは他人の土地でも生産性の高い人が低い人の土地を何らかの形で利用するかというようなことしかないのである。それは景気の回復との問題もあるのですけれども、やはり土地は持つてゐるけれども人に貸すと取られてしまうのじやないか、あるいはうはんと安い小作料にされてしまうのじやないか、返してもらえないのじやないか、あるいは政府に買い上げられるのじやないかといふようないろいろな心配のあることも事実なんですね。

したがつて、これからはやはり土地利用権の集積のためにはどうしても打開策を講じていかなければならぬ。そのため現行農地法とかあるいは農振法とか、そういうようなものを初め、何かひつかかるものがないかと一遍総ざらいをして、それでひつかることがあればそれはやっぱり直していく。農地法とともに神様みたく思っている人がありますよ、食管法と同じで。ありますけれども、現実に合わないものは、経済立法というのは直していく必要があるだろう。私は、きのうも予算委員会で食管の問題についても、配給、配給と言つて、ある一定の量以上はくれないといふまでの食管制度ですから、そこで消費拡大やれなんと言つたってこれはむずかしい。こんなものも、そういう部分はやっぱり見直す必要があとということを言いましたが、それと同じような考え方を持つておるわけであります。

い目に見たのがやつと自分で何が何でも放すものかと、信じてきただわけなんですが農村というものから見るところ事務当局でいいんですが、ついてどういう対策をとらねばならないんです。たった農地については、一つは自料を非常に低廉に抑えられて、そなうするといまの法定解放当時から規制される、つた農地については、これ非常に制限されて、いわゆるだみたいなものだと、こうはどうなっているのか。

それから、その後子供がり家庭の労働力の都合で十人、土地の賃貸を戦前と同わゆるやみ小作になる。これが當時なかなか厳しいもの主の新作地になつている。作物小作料を戦前よりも若干高い、たとえば米二俵と取つてゐる。現実には完全に、表面上は食管関係から自分で耕してゐるから、これら進んで、いわゆる代行と機械を入れてきたために非常ものをやはり生産性を高めた機械を入れる。こういうだけの給料を一反幾らとなると、またこれは全部刈除草剤をまいてくれる。いわゆる、それでも水田だと地主いうやり方があるわけで、まだほかにも二、三いる方で納めてくれる。いわゆる、それでも水田だと地主

手に入った、これは、現実の高度成長下の「こういうことでみんなでいる」と、これについて「こういうような対策にれるか、ひとつお聞き作農創設のために小作ています。したがつて、小作料、いわゆる農地のときには小作地になは法定小作料といつてある税金も払えない、たることに対する認識

から離れていく。ういうことを頗る現実に黙認といふことは、アーヴィングなどと申す大型の機械を生産する工場は、いかとか。○政府委員(大臣)が、統制小作耕地面積縮減しておこうか。五年の九月でございまして、五年以降新規開拓するのを止めておこうか。  
○三治重信君  
十五年以降新規開拓するのを止めておこうか。  
○政府委員(大臣)  
十五年以降新規開拓するのを止めておこうか。  
ただ、完全堅固化するということにして、これがなげて、これは必ずを反映して標準化され、極端に離れた地盤でも、それもかなりでありますので、には減額勧告され、うことでは私どもが統制され、ます。統制小作耕地面積縮減しておこうか。  
年以前の古いものであります。これもまた、それがさういふ關係があるが、これはさういふことは言ひません。  
それからもう一つ、農地法に抵触するいは經營受到するが、これはさういふことは言ひません。

(場敏彦君) まず小作料の問題です  
小作料は御存じのとおり昭和四十五年以  
来、しかも農林水産省はある程度そ  
れ離せなければやれないようなことを  
いうんですか、土地の集積関係から  
震地法に違反したこと、そういう  
入れる獎勵なんというものをやって  
て、そういうことから違反しているので  
うわけですが、そういうことについ  
り対処していくときとされている  
ります。

いまはどうですか。  
(場敏彦君) いまは、したがって四  
方の賃貸借関係を結ぶ、小作関係が  
ものにつきましては小作料の統制は  
あります。

野放しでは問題が起きる可能性もあ  
ります。五十年になくなる、五十  
年になればやれないようなことを  
するといふ形になつておられます  
現在の土地を貸したいが、小作料  
が非常に広範になつてきています  
がかかるつておりますのは、四十五  
年になればやれないことだけであ  
ら、小作関係の土地ということだけ  
ではないのじゃないかと思つております  
が、それがどの場合には  
まざまあって、それがどの場合には  
震地法に抵触しないということは  
も来年では切れるということであり  
切れないのでありますけれども、

私どもの者の代かきだと、そういう作業委託料にとどまつては生じて問題は、請け負つて経営の委受地法上のしはやみ小作えておりまそそこで、出てきていために、もう一用といふるわけである。そういう昭和四十五年制小作料撤作者が都会から出ていと不在地主を防ぐためには五十年のを仕組むるわけですが、手側はいつ不安定で、集団的な会社であります。こういった効果は、いつか、そういう問題は生じて出でてきたり対して、耕作権に、もう一用といふるわけである。そういうこと法も昔の農耕でも、耕作権に、もう一用といふるわけである。そういうこと

まだ大きな流れということころまでは残念ながらつてないということありますので、先ほど大臣がお話し申し上げましたように、この際、もう一遍やつぱり構造政策の洗い直しをして、もちろんこれは農地法制を含めて洗い直しをして、いま検討しているところであります。

○三治重信君 そうすると、農地の賃貸借について、耕作権の保護と農地の高度利用との両方の兼ね合いを考え対処をしていくと、こういうこと。それを自立農家の育成にもう一つつなげないと、その二つの対策がつながっていかない。農地の管理としてはそういう一つの抽象的な法制としてはいいけれども、問題は、農家がそれを実行できる体制にならぬと、かいたもちはいいけれども、それは実効が伴わないと、こういうことになりますかと思うわけなんですが、それで、この流動化のための地主に対する奨励金によって、それは農家に對して土地を貸す場合にはどういうふうな奨励金を出す考え方か、また、そういう今後やろうとする奨励金のねらう効果をひとつお聞きしたいと思う。

○政府委員(大場敏彦君) いまお話しになりましたように、賃貸借関係を農地法から——農地法は、御存じのとおり賃貸借関係一般の民法の特例をついているわけであります、その特例をやめて、極端な話、一般民法原則にゆだねても問題は解決しないということだろうと思うのです。一般民法の世界でも最近は債権が物権化してきて、非常に借り手側の立場が強くなってきているわけありますから、農地法を外したということだけでは、むしろ逆に賃貸借関係が進まないという弊害もあるいは出てくる可能性もあるわけです。そういう意味で、單に法制的な手当で、見直しといふことは必要であります、同時に、やはりいまおつしやったように、借り手側、貸し手側それぞれ不安を持っているものをどうやって解消していくか、どういったマーケットづくりをしていくか、どういった仕組みでそういうことが必要だろうといふのを形成していくかということが必要だろうといふふうに考えています。

味で、そういった市場をつくると同時に、先ほど申し上げました法制的手当でと並んで、もう一つはやはり各種の農林施策の助成集中、そういうこともやつていく必要があります。これは切り検討しているところであります。

ういうこの市町村なり農協の素人に、行政の素人に任すと、こういうことですか。

○政府委員(大場敏彦君) ちょっと答弁を漏らして恐縮であります。

私が申し上げましたいまの仕組みは、現在の法制にも裏打ちされているわけであります。五十年の農振法改正とそれから農地を改正したときに、

農用地利用増進事業という仕組みを発足させて、それによって賃貸借関係約一万町歩ぐらいにまだ現在のところそれだけになっていますけれども、そういう仕組みを法律的にもつくつておるわけ

であります。しかし、これで十分であるかどうかということになりますと、これはさらいろいろ検討して、そういう流れというものをしておくべきなきやならない。農地法のもう一回いろいろ洗い直しということも同時にやっていかなきやならない、そういうふうにいま考えているわけであります。

○三治重信君 や、そういうことでなくして、ばくが聞いているのは、どの単位というんですか、部落の単位でやるのか、一つの町の単位でやるのか。農協の単位で、農協と市町村と、大体同じようないいふうにいま考へておるわけですね。農協単位でやるのか、一つの部落の昔で言う農事実行組合、いま何と言ふのかな、部落ごとに大体農事実行組合があつて、その部落ごとの調整でやるのか、どういう単位でやるのか。

○政府委員(大場敏彦君) 市町村という単位で農用地利用増進計画というものをつくらせ、その規定というものをつくっているわけであります。しかしこれは広いございますから、分割することはもうこれは自由だということで、実際は旧町村あるいはもう少し細かく旧集落、そういう段階で借り手が集まつて賃貸借関係を結ぶと、こういったような現実のあれにはなつております。

○三治重信君 そこでひとつ課長さんでもだれもいんですが、そういうふうにしてやつてどちらの農地が現実に動いてるか。それによつて

どれくらい自立農家といふんですか、経営面積を

拡大した農家があるのか。細かい統計はいいんで

そういうものによって自立農家に近づき得るようになつておる農家の戸数、そういうのがどれくら

い現実の問題としてあるか、ひとつ二、三の例を

御説明願いたい。

○政府委員(大場敏彦君) 農用地の流動化の実績であります。御承知のとおり、売買は大体毎年四万数千ヘクタールぐらいあります。これは年に

よつてそう振ればございません。

それから賃貸借関係は、たとえば四十九年には五千ヘクタールでありましたのが、五十二年には約一万ヘクタールというぐあいにふえてはきて

いました。それからそのほかに、いま私が申し上げました農用地利用増進事業といふものが、これは五十一年から始めたわけであります

が、五十一年のときで二千六百八十町歩にすぎなかつたものが、五十三年の十二月末では約一万ヘクタールといふことになつてきております。これ

は農用地の、まだまだこれは決して十分だという意味で申し上げているわけじゃないので、不十分

であります。率直に言つて不十分であります。しかしテンボはのろうござりますがふえてはきて

いると。さらに、これをもう少しアクセルを踏む必要があるという意味で申し上げているわけであ

ります。

それから、農用地利用の流動化は、地域によつて非常に違いまして、たとえば東北なんかの場合ではむしろ需要の方が多くて供給の方が少ない。

そういう関係で、非常に時価が高くなつてきて

いる。逆に、中京だと東海、そういうふうなところは

貸し手側はわりあい多いけれども、借り手側の方

であります。しかし、農用地利用増進事業を發

足して日は浅うございますが、幾多の優良事例が出てきているということで、ことに西の方の中、

四国、そういうふうなところではかなり成績を上げて

きているといふうに私どもは評価しております。

○喜屋武真榮君 私、大臣にお尋ねします。

大臣の所信表明を一読いたしますと、すぐ感じ

ことがうたわれておるんですが、これは私は今後連して、肉用牛の増産のために里山の開発という

ことが、農業政策の大きな実りといふものは、ますことは、日本の農林水産業の根本的な見直し

い現実の問題としてあるか、ひとつ二、三の例を申しますか、そういう意欲が十分うか

がわれます。そして、これから展望を志向して

おられます。ただ、翻つて考

えますと、農業政策の大規模な実りといふものは、裏づけとしての予算の、財政面の裏づけがなければいけないということは申し上げるまであります。

それから、農業の裏づけが貧困であるとするなら

ことは、日本では今まで余り成功していないわけ

なんですね。日本の草地というの是非常に雑草が

生えてしまつ。そうすると、酪農に使えるような

草地にするといふのは、やはりぼくは灌漑がうまくいかぬといふ草地はできぬと思ふんですが、農

用地をやすやす一つの手段として、畜産をふやす意

味においても草用地の開拓を非常にやらなければ

いかぬと思うんですけれども、こういうことにつ

いてやるようになつておりますけれども、そういう

ことについてひとつどういうふうな所見を持つ

ておられるか、お聞きしたいと思います。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 先生もわかつて

いるから私説明いたしませんが、飼料基盤の整備という公共事業のほかに、特に里山の利用促進

事業といふのを新規でつくつていこうと、こうい

うようなことで、ただ、いままでの草地造成とい

つたら、もう広いところを大々的にやるという

ヨーロッパ式の方法だけをやつてきたわけです

よ。しかし、勾配のうんと強いようなところで、それをトラクターが入つて平らにするなんという

のは莫大な金がかかる。しかしながら、そういう

ところは地価も安いし面積も多い。こういうふうな話ですから、これは予算の中でも何にもならないものでしよう。実際は使われるものじゃないですかね、事業費に。それを除きますといふと、農林予算是一〇%をずっと維持していたのです。が、ここ何年間か落ち込んでおつた。それがまた一〇%台に乗つたという点では飛躍的に拡大をさ

れだし、伸び率も、公共事業というふうなかね太鼓でどんどんやっている政府の最大の目玉でしょ、これは。その目玉まで含めた予算で一二・六というのですから、それよりも農林予算是一三・三というはかなりのこれは伸びなのですが、実際は。したがって、欲には切りがありませんが、現在の予算の配分その他から見ると私はかなりよく配慮してつけたと、こういうように思つております。

○喜屋武眞榮君 次にお伺いいたしたいことは、この所信表明の中に「地域の実態に即した農業生産構造を確立するための施策」を強調しておられますね。その観点から、わが国の唯一の熱帯農業地としての沖縄農業をどのようにとらえておられるか、どのように位置づけておられるか、そのことをお聞きしたい。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 日本列島は北から南まで非常に細長いところであつて、北海道から、ともかく寒いところからまた沖縄のように暑いところと言つちゃなんですが、暑いところですな、そこまであるわけですよ。したがつて、農業といふものは自然相手の仕事ですから、おのずからそこでできるものは違つてくると。そういう点で、沖縄は亜熱帶地帯として、沖縄としてともかくはかでは競争できないようなものを中心にやつたらいいじやないかと、私はそういう考え方なのです。したがつて、やはり沖縄といふものは、一つには何といつてもあそこはサトウキビだ、それからまあパインといふものが中心になつて、あとは畜産とかそういうものをつけていくと。将来は、特に内地ではどんどん資源、省エネルギーといふものがどんどん出ている、こういうものを内地に持つていけないということは非常にこれはまずいことであります。したがいまして、沖縄では何といつても冬野菜ができない。沖縄は、この間も私行つてきたのですよ。もう露地野菜がりっぱなものがいま

いるわけです。この害虫征伐に、これはもう金に糸目をつけないで徹底的にやりなさいと、必要だつたら予備費でも出してあげますよというぐらいいのことを、ちょっと大臣としては無謀な暴言みますね。その観点から、わが国の唯一の熱帯農業地としての沖縄農業をどのようにとらえておられるか、どのように位置づけておられるか、そのことをお聞きしたい。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 日本列島は北から南まで非常に細長いところであつて、北海道から、ともかく寒いところからまた沖縄のように暑いところと言つちゃなんですが、暑いところですな、そこまであるわけですよ。したがつて、農業といふものは自然相手の仕事ですから、おのずからそこでできるものは違つてくると。そういう点で、沖縄は亜熱帶地帯として、沖縄としてともかくはかでは競争できないようなものを中心にやつたらいいじやないかと、私はそういう考え方なのです。したがつて、やはり沖縄といふものは、一つには何といつてもあそこはサトウキビだ、それからまあパインといふものが中心になつて、あとは畜産とかそういうものをつけていくと。将来は、特に内地ではどんどん資源、省エネルギーといふものがどんどん出ている、こういうものを内地に持つていけないということは非常にこれはまずいことであります。したがいまして、沖縄では何といつても冬野菜ができない。沖縄は、この間も私行つてきたのですよ。もう露地野菜がりっぱなものがいま

いるわけです。この害虫征伐に、これはもう金に糸目をつけないで徹底的にやりなさいと、必要だつたら予備費でも出してあげますよというぐらいいのことを、ちょっと大臣としては無謀な暴言みますね。その観点から、わが国の唯一の熱帯農業地としての沖縄農業をどのようにとらえておられるか、どのように位置づけておられるか、そのことをお聞きしたい。

○喜屋武眞榮君 いまおっしゃつたとらえ方は基

本的に賛成いたすものであります、サトウキビの問題、パインの問題、あるいはミカンの問題、それから野菜供給地としての問題、こう大きな問題を四つとらえられておりますが、特に野菜供給

地としての立場から、いまそのがんになつておるが、さつきおっしゃつたミカンコミバエとウリミバエですね。この害虫がすなわち東南アジア、

フィリピン、台湾あたりから北上してやってきております。そして沖縄に来る、沖縄から奄美大島に、九州にと、やがて本土にもどんどん上陸、進

出していく可能性が十分あるわけですね。

○喜屋武眞榮君 その予算の裏づけが具体的にありますか。

○政府委員(二瓶博君) ただいまお話をございましたウリミバエの関係の防除の予算でございますが、五十四年度は一億四千六百万円でございま

すから、そういうような方向でやれば、日本全体としても省資源・エネルギーという時代にも非常に役立つではないかというようなことで、私は沖縄はそういうような沖縄の特性を生かすこと。それから、やはり沖縄も非常に農業が零細ですかから、やはり基盤整備のできるところは基盤整備をきちんとやって、先ほど言つた農地法等の関連をこれから出でくると思ひますが、近代的なサトウキビ農業というものができるようを持っていく必要がある。私は昭和四十五年から六年に政務次官をやつて沖縄に参りまして、あの八重山開発なんかいうのは私のときにつけてきました。それ以後とも沖縄は沖縄の地域を生かした近代農業ができるようになります。私は西銘君にも、あなたの最大のこゝでできるものは違つてくると。そういう点で、今後とも沖縄は沖縄の地域を生かした近代農業ができるようになります。私は西銘君にも、あなたの最大のこゝでできるものは違つてくると。そういう点で、今後とも沖縄は沖縄の地域を生かした近代農業ができるようになります。

○喜屋武眞榮君 全くそのとおりでございまして、私は西銘君にも、あなたの最大のこゝでできるものは違つてくると。そういう点で、今後とも沖縄は沖縄の地域を生かした近代農業ができるようになります。

○喜屋武眞榮君 いまおっしゃつたとらえ方は基

本的に賛成いたすものであります、サトウキビの問題、パインの問題、あるいはミカンの問題、それから野菜供給地としての問題、こう大きな問題を四つとらえられておりますが、特に野菜供給

地としての立場から、いまそのがんになつておるが、さつきおっしゃつたミカンコミバエとウリミバエですね。この害虫がすなわち東南アジア、

フィリピン、台湾あたりから北上してやってきております。そして沖縄に来る、沖縄から奄美大島に、九州にと、やがて本土にもどんどん上陸、進

出していく可能性が十分あるわけですね。

○喜屋武眞榮君 その予算の裏づけが具体的にありますか。

○政府委員(二瓶博君) ただいまお話をございましたウリミバエの関係の防除の予算でございますが、五十四年度は一億四千六百万円でございま

す。十分の十の補助ということで、開発庁の方に計上をいたしております。それからミカンコミバエというのもございますが、こちらは二億四千九百万、これまた沖縄開発庁計上、十分の十の補助

といふことでございます。

○喜屋武眞榮君 ゼひひとつ早急にいまの予算の裏づけで進めていただき、これがもう一刻も早くこのことを、ちょっと大臣としては無謀な暴言みますね。その観点から、わが国の唯一の熱帯農業地としての沖縄農業をどのようにとらえておられるか、どのように位置づけておられるか、そのことをお聞きしたい。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 次にお伺いいたしたいことは、この所信表明の中に「地域の実態に即した農業生産構造を確立するための施策」を強調しておられますね。その観点から、わが国の唯一の熱帯農業地としての沖縄農業をどのようにとらえておられるか、どのように位置づけておられるか、そのことをお聞きしたい。

○喜屋武眞榮君 いまおっしゃつたとらえ方は基

本的に賛成いたすものであります、サトウキビの問題、パインの問題、あるいはミカンの問題、それから野菜供給地としての問題、こう大きな問題を四つとらえられておりますが、特に野菜供給

地としての立場から、いまそのがんになつておるが、さつきおっしゃつたミカンコミバエとウリミバエですね。この害虫がすなわち東南アジア、

フィリピン、台湾あたりから北上してやってきております。そして沖縄に来る、沖縄から奄美大島に、九州にと、やがて本土にもどんどん上陸、進

出していく可能性が十分あるわけですね。

○喜屋武眞榮君 その予算の裏づけが具体的にありますか。

○政府委員(二瓶博君) ただいまお話をございましたウリミバエの関係の防除の予算でございますが、五十四年度は一億四千六百万円でございま

にいたしましても共倒れでは困るわけですから、  
三つともいっておきたいところです。

ですからそういうことのないようにならない。  
それからもう一つは、やはり表示をJASで、  
ともかく冷凍のものは冷凍と、生の純粹のものは  
そういうふうな表示をきちっとさせよう、そうし  
て消費者に、もう冷凍のものは幾らもとへ戻して  
もこれは冷凍なんですからごまかされないように  
してくださいよという、基準をきちっと守らせる  
ということなどをいたしまして、極力打撃の少な  
くなるように努力をしていくつもりです。

○喜屋武眞榮君　国際貿易上はいろいろ難点もあると思いまですが、抜本的には冷凍バインの輸入規制、こういうことが抜本的な対策になると思うんですが、それはどうしても無理なんでしょうか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) これは非常に国際問題になつてしまひまして、規制するというようなことをなはなかなか、むしろ日本の規制を緩めるという国際世論が、もう世界じゅう寄つてたかつてそういうふうな話ですから、そこで日本が規制をして今度さらに強化するのだということになると、世界じゅう相手にけんかするみたいな話になつちゃいまして、なかなかこれはむずかしい、実際問題として。したがつてそれ以外の方法でやるしかないとどうう、こう思つております。

○喜屋武真榮君 それではこの問題につきましては、具体的にはこれからタイとの交渉も進めていくくというお話をようですが、ぜひひとつ可能な限り早く詰めていただいて、そして現地の不安やあるいは業者の、本土メーカーの、輸入業者の不安をなくしていただきよう、そして沖縄の特殊な市場産業をぜひ守つていただきよう、強く重ねて要望いたします。

次に、含みつ糖保護対策についてお尋ねします。

実情は御存じだと思いますが、沖縄県含みつ糖工場が非常に経営難に陥っておると。五十二、五十三年、まあ二年度にわたるんですが、全工場で前半期で約二億五千万円の赤字を抱えておる。ところ

が、従来この含みつ糖の問題につきましては保護制度がないために、その価格差補助金の支給によって、國が三分の二、県が三分の一ですか、こういう抱き合せで今日まで推移している、経過をたどつてきておるわけですね。ところがその実情は、五十年ではたしか四億五千万円ですね、それに対しても県が一億五千七百万円、五十一年が八億三百五百万円、沖縄県が二億六千七百万円、五十二年が一千億三千六百万円、沖縄県が三億七千八百万円、五十三年が十四億三千五百七百万円、県が四億七千八百万円、こういうふうにウナギ登りに毎年毎年県の負担も上昇してきておるわけなんですね。貧困財政の中でも非常にこの含みつ糖の対策で、しわ寄せで大変困つておるわけなんです。それで五十四年度、今年度も承りますと十七億三千七百万円、それに対して県が五億七千九百万円、こうなりますと、もうますますこれは窮地に追い込まれるわけなんです。

ことはこれは困るわけでありまして、やはりわれわれとしては、新しい用途を開拓するとか、たとえば粉糖ですが、粉の含みつ糖、あれなんか大麥評判がよくて、ことしなども日本に持つてくる量をふやすということで、適正量はこれぐらいじゃないかなんで指導はやっておるわけですが、そういうような新規用途の開発、それからやつぱり生産の適正化ですね、これをどんどんつくられましたらとも莫大な金が、もう補給をしていくことには県もお手上げだらうし國も困るわけですから、やはりその生産量の適正化ということ、それから生産のコストの合理化と品質の改善、こういうふうなことをやつたり、あるいは沖縄県の含みつ糖公社を主体とするところの——販売体制がまちまちでよけいな経費がかかる、そのためにはコストが高くなつてもうけが少ないというのですから、これを県の含みつ糖公社を主体として販売体制を一元化していくということなどいろいろな方策を講じていただきたい。

んふやされたのではこれまた困るわけですから、やはり適正な生産規模にとどめるということでお離島の生活維持のために特別措置としてこれはやっていることでございますので、補給金制度は暫ならばこれはだんだんなくなるというのが筋でしょう。筋でしようけども、この価格差補給金はまあ当分は続けていくしかないのじゃないかと思うております。

○喜屋武真榮君 この点は、非常に窮地に追い込まれて、含みつ糖の業者が、生産者が、どうしてもこれを救ってもらわなければ困ると。特に離島対策の立場からも離島振興の立場からも、これはどうしても、ああそうありますか、わかりましたと、こう下がるわけにはいかぬ気持ちでありますので、ひとつ十分検討配慮していただきたいと、こういうことを強く要望申し上げておきま

次に、粉状黒糖について、今期の含みつ糖の生産量は約一万二千トン、こう踏まえておるようですが、そのうち二千八百トンを粉状黒糖にすると。前年は四百二十九トンですね。で、二千トンを本土市場に出す計画であったが、農林水産省と県との話し合いで一千トンにとどめるように協定したと、そう聞いておりますが、その二千八百トンから一千トンに減じた理由は一体どういうわけであるのか、その点お聞きしたいと思います。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは、評判がよかつたからといって、希少価値があつて評判がよかつたと私は思うのですよ、四百トンというようなものは。それを一挙に今度は四倍にもするというようなことを言つても、必ずこれはどかんと値が下がつてしまつて、せっかく量はふやしたけれども値下げになつては何にもならぬわけですかね。内地の方だってそんなに知れ渡つているわけじゃない、P.R.が進んでいるわけじゃない。したがつて、やはりそれは安全をとつた方がいいじゃないかというようなことで、それでも去年の倍以

上になつてゐるわけです。

ですから、ここはやっぱり安全、大事をとつたということですよ。ことしやつてみて、さらに宣伝もして、商品ですからつくつてどかつと持つてくれば売れるというものじゃないですか、やはり宣伝をしながら値が崩れないようになっていく

といふのには、一挙に四倍にもするということは無謀だから、倍だつてちょっと多いのじゃないかという氣もするのだが、まあしかしやってみようということで一千トンと、こういうことにしたのです。

○喜屋武眞榮君 そうすると、需要供給の立場から問題ということなんですね。

○国務大臣(渡辺美智雄君) そうです。

○喜屋武眞榮君 それで、そのことは政府の押しつけじやなく、現地も十分合意の上に、納得の上にそういうふうに調整ができたと、こういうふうに理解していいですか。

○喜屋武眞榮君 それは、現地でもせつかく内地まで運んで豪落しちゃったのじゃ何にもならぬわけですから、やはりよく考えてみれば、損しない程度で値段が維持できるというの

は当然納得の上でそういうふうなことになつた

といふように思つております。

○喜屋武眞榮君 それじゃ要望いたしますが、経済変動いろいろな流動的な面があると思いますが、もしこの枠をふやしていくことも可能である

といふことを強く要申し上げておきます。

最後に、沖縄は戦後三十四年、復帰八年になつてやつとこの四月一日から沖縄に畑作物共済制度が適用されるわけでありますね。その制度の適用に当たつて、現状は、その準備の状況はどうなつておるのであるか。そうして順調にそれが四月一日から間違ひなく乗つかつていけるか、滑り出

し。

それぞれPRその他関係政省令の公布、定款例の通達、それから単位当たり基準収量、共済金額等の告示等を取り進めまして、現在その準備は順調に進んでおります。したがいまして、四月一日から法律あるいは予算において当初想定したとおりの事業実施が行えるものと考えておる次第でござります。

○理事(山内一郎君) 本件に対する質疑はこれをもつて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。  
午後六時一分散会

に引き上げる等、地元負担の軽減を図られたい。

第七五五号 昭和五十四年二月十六日受理  
広域農業開発事業に係る財政措置の強化に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県議会議長 館石基治

理由

岩手県は、酪農振興を農政の重点施策として推進しており、ここ数年生乳生産量は順調に伸長しているが、設備の近代化の推進による生産性の向上、高能率農業による農畜産物の安定的な供給体制を確立することを目的として実施している広域農業開発事業は、未利用、低利用の土地を開拓する大規模な事業であるところから、多額の事業費を必要とし、地方公共団体にとって多額の負担を余儀なくされているほか、地域的な条件も重なつて、安定した畜産經營を行うには多くの問題を抱えているところである。ついては、この開発事業のより円滑な推進を図るために、特殊土じよう地帯以外の地域についても「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例」と同様の措置を講じ、財政措置の強化を図られたい。

第七五五号 昭和五十四年二月十六日受理  
一、沿岸漁場整備開発事業の拡充強化に関する請願(第七五六号)

一、いか漁業対策に関する請願(第七五六号)  
一、加工原料乳限度数量の割当ての増加に関する請願(第七七三号)

紹介議員 岩動 道行君  
議会議長 館石基治

第七五四号 昭和五十四年二月十六日受理  
沿岸漁場整備開発事業の拡充強化に関する請願

一、いか漁業対策に関する請願  
一、加工原料乳限度数量の割当ての増加に関する請願(第七五五号)

紹介議員 岩動 道行君  
議会議長 館石基治

○喜屋武眞榮君 それじゃ要望いたしますが、経済変動いろいろな流動的な面があると思いますが、もしこの枠をふやしていくことも可能であるといふことを強く要申し上げておきます。

二百海里時代に即応し、水産物の安定的供給を推進していくためには、沿岸漁業の振興を積極的に推進することが緊急の課題である。このため、昭和五十一年度から実施している沿岸漁場整備開発事業の実施期間七箇年を五箇年間に短縮実施する

加工原料乳限度数量の割当ての増加に関する請願

一、沿岸漁業改善資金助成法  
一、林業等振興資金通暫定措置法

紹介議員 岩動 道行君  
議会議長 館石基治

第七七三号 昭和五十四年二月十六日受理  
加工原料乳限度数量の割当ての増加に関する請願

三月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。  
一、沿岸漁業改善資金助成法  
一、林業等振興資金通暫定措置法

沿岸漁業改善資金助成法  
(目的)  
第一条 この法律は、沿岸漁業從事者等が沿岸漁業の經營若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自らに近代的な漁業技術等に適切なる措置を講ずるとともに、赤いか漁業不漁に見舞われ、当該漁民の窮乏ははなはだしいものがある。ついては、資源の培養、漁業の管理等に適切なる措置を講ずるとともに、赤いか漁業についても、これが漁場の開発を行い、併せて資源、漁法等にも検討を加え、抜本的な方策を講ぜられたい。

岩手県は、酪農振興を農政の重点施策として推進しており、ここ数年生乳生産量は順調に伸長しているが、設備の近代化の推進による生産性の向上、高能率農業による農畜産物の安定的な供給体制を確立することを目的として実施している広域農業開発事業は、未利用、低利用の土地を開拓する大規模な事業であるところから、多額の事業費を必要とし、地方公共団体にとって多額の負担を余儀なくされているほか、地域的な条件も重なつて、安定した畜産經營を行うには多くの問題を抱えているところである。ついては、この開発事業のより円滑な推進を図るために、特殊土じよう地帯以外の地域についても「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例」と同様の措置を講じ、財政措置の強化を図られたい。

岩手県は、酪農振興を農政の重点施策として推進しており、ここ数年生乳生産量は順調に伸長しているが、設備の近代化の推進による生産性の向上、高能率農業による農畜産物の安定的な供給体制を確立することを目的として実施している広域農業開発事業は、未利用、低利用の土地を開拓する大規模な事業であるところから、多額の事業費を必要とし、地方公共団体にとって多額の負担を余儀なくされているほか、地域的な条件も重なつて、安定した畜産經營を行うには多くの問題を抱えているところである。ついては、この開発事業のより円滑な推進を図るために、特殊土じよう地帯以外の地域についても「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例」と同様の措置を講じ、財政措置の強化を図られたい。

岩手県は、酪農振興を農政の重点施策として推進しており、ここ数年生乳生産量は順調に伸長しているが、設備の近代化の推進による生産性の向上、高能率農業による農畜産物の安定的な供給体制を確立することを目的として実施している広域農業開発事業は、未利用、低利用の土地を開拓する大規模な事業であるところから、多額の事業費を必要とし、地方公共団体にとって多額の負担を余儀なくされているほか、地域的な条件も重なつて、安定した畜産經營を行うには多くの問題を抱えているところである。ついては、この開発事業のより円滑な推進を図るために、特殊土じよう地帯以外の地域についても「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例」と同様の措置を講じ、財政措置の強化を図られたい。



金の額の合計額の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

- 2 農林水産設置法（昭和二十四年法律第二百五  
十三号）の一部を次のよう改正する。

第八十条第二号の次に次の二号を加える。

- 二の二 沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十  
四年法律第二百五十一号）に基づいて、都道府

県の行う資金の貸付けにつき助成を行うこと。

## 林業等振興資金融通暫定措置法案

第一条 この法律は、林業をめぐる諸情勢の著しい変化に対処して、当分の間、林業経営の改善並びに国内産木材の生産及び流通の合理化を図るために必要な資金の融通に関する措置を講ずることにより、林業並びに国内産木材の製造業及び卸売業の健全な発展に資することを目的とする。

## (基本方針)

第二条 農林水産大臣は、林業経営の改善並びに国内産木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本方針（以下「基本方針」という）を定めなければならない。

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、林政審議会の意見を聽かなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(林業経営改善計画)

## 第三条 林業を営む者は、林業経営改善計画を作成し、これを当該林業経営改善計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該林業経営改善計画が適切である旨の認定を受けることができる。

2 前項の林業経営改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

## 一 林業経営の現状

## 二 林業経営を改善するためのべき措置

## 三 前号の措置を実施するのに必要な資金の額

## 及び調達方法

たときは、その申請に係る事項が次の各号の要件を満たす場合に限り、同項の認定をするものとする。

## 一 林業経営改善計画に記載された前項第二号の措置が基本方針に即したものであること。

## 二 林業経営改善計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込みが確実であること。

## 三 申請者が林業経営改善計画を達成するためには、次条第一項に規定する資金の貸付けを受けることが必要であること。

## 四 前項に規定するもののほか、林業経営改善計画の認定及びその取消しに關し必要な事項は、政令は、政令で定める。

## (農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例)

## 第四条 農林漁業金融公庫（以下「公庫」という。）が前条第一項の認定を受けた者に対し当該認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するのに

## (農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例)

## 第五条 都道府県知事は、その管轄する都道府県の区域内に住所を有する次に掲げる者の申請に基づき、その者の作成する国内産木材の生産又は流通の合理化を図るための計画（以下「合理化計画」という。）が適正である旨の認定をすることができる。

## 一 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会

## 二 素材生産業、木材製造業若しくは木材卸売業を営む者又は木材取引のために開設される市場（政令で定めるものに限る。）を開設する者（以下「市場開設者」という。）の組織する団体

## 三 素材生産業、木材製造業若しくは木材卸売業を営む者又は市場開設者（その者が口に掲げる者である場合には、その直接の構成員となつていて掲げる者を含む。）で前条第一項の認定を受けたものが、当該認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するのに必要な資金を林業信用基金法第二条第二項に規定する融資機関から借り入れることにより当該融資機関に対して負担する債務を保証すること。

## イ 森林組合又は森林組合連合会で木材卸売業者等（以下「木材卸売業者等」という。）であるもの

## ロ 木材卸売業者等（資本の額又は出資の総額が一千円以下で常時使用する従業者の数が百人以下の会社及び個人に限る。）において同じ。が直接又は間接の構成員となつている中小企業等協同組合

ものとする。

2 公庫が行う前項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、「暫定措置法」という。と、同法第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「暫定措置法」とあるのは「林業等振興資金融通暫定措置法（昭和五十四年法律第二百五十一号）」と、同法第三十六条第三号中「附則第二十三項」とあるのは「附則第二十三項」とあるのは「附則第二十三項」とする。

3 第三十一条第二項第一号及び第三十六条第三号の適用については、同法第二十九条第二項第一号中「融通法」とあるのは「林業等振興資金融通暫定措置法（昭和五十四年法律第二百五十一号）」と、同法第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「暫定措置法」とする。

4 前項に規定するもののほか、合理化計画の認定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

5 申請者がこれを達成する見込みが確実であることを。

6 前項に規定するもののほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するのに必要な資金を調達する場合にこれを円滑にするために必要な資金の供給の事業を政令で定めるところにより行う都道府県に對し、政令で定めるところにより、当該事業に必要な資金を貸し付けること。

二 基金に出資している次に掲げる者（その者が口に掲げる者である場合には、その直接の構成員となつていて掲げる者を含む。）で前条第一項の認定を受けたものが、当該認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するのに必要な資金を林業信用基金法第二条第二項に規定する融資機関から借り入れることにより当該融資機関に対して負担する債務を保証すること。

イ 森林組合又は森林組合連合会で木材卸売業者等（以下「木材卸売業者等」という。）であるもの

ロ 木材卸売業者等（資本の額又は出資の総額が一千円以下で常時使用する従業者の数が百人以下の会社及び個人に限る。）において同じ。が直接又は間接の構成員となつている中小企業等協同組合

ものとする。

2 公庫が行う前項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、「暫定措置法」という。と、同法第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「暫定措置法」とあるのは「林業等振興資金融通暫定措置法（昭和五十四年法律第二百五十一号）」と、同法第三十六条第三号の適用については、同法第二十九条第二項第一号中「融通法」とあるのは「暫定措置法」とする。

3 第三十一条第二項第一号及び第三十六条第三号の適用については、同法第二十九条第二項第一号中「融通法」とあるのは「林業等振興資金融通暫定措置法（昭和五十四年法律第二百五十一号）」と、同法第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「暫定措置法」とする。

4 前項に規定するもののほか、合理化計画の認定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

5 申請者がこれを達成する見込みが確実であることを。

6 前項に規定するもののほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するのに必要な資金を調達する場合にこれを円滑にするために必要な資金の供給の事業を政令で定めるところにより行う都道府県に對し、政令で定めるところにより、当該事業に必要な資金を貸し付けること。

二 基金に出資している次に掲げる者（その者が口に掲げる者である場合には、その直接の構成員となつていて掲げる者を含む。）で前条第一項の認定を受けたものが、当該認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するのに必要な資金を林業信用基金法第二条第二項に規定する融資機関から借り入れることにより当該融資機関に対して負担する債務を保証すること。

イ 森林組合又は森林組合連合会で木材卸売業者等（以下「木材卸売業者等」という。）であるもの

ロ 木材卸売業者等（資本の額又は出資の総額が一千円以下で常時使用する従業者の数が百人以下の会社及び個人に限る。）において同じ。が直接又は間接の構成員となつている中小企業等協同組合

ものとする。

2 公庫が行う前項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、「暫定措置法」という。と、同法第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「暫定措置法」とする。

3 第三十一条第二項第一号及び第三十六条第三号の適用については、同法第二十九条第二項第一号中「融通法」とあるのは「林業等振興資金融通暫定措置法（昭和五十四年法律第二百五十一号）」と、同法第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「暫定措置法」とする。

4 前項に規定するもののほか、合理化計画の認定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

5 申請者がこれを達成する見込みが確実であることを。

6 前項に規定するもののほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するのに必要な資金を調達する場合にこれを円滑にするために必要な資金の供給の事業を政令で定めるところにより行う都道府県に對し、政令で定めるところにより、当該事業に必要な資金を貸し付けること。

二 基金に出資している次に掲げる者（その者が口に掲げる者である場合には、その直接の構成員となつていて掲げる者を含む。）で前条第一項の認定を受けたものが、当該認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するのに必要な資金を林業信用基金法第二条第二項に規定する融資機関から借り入れることにより当該融資機関に対して負担する債務を保証すること。

イ 森林組合又は森林組合連合会で木材卸売業者等（以下「木材卸売業者等」という。）であるもの

ロ 木材卸売業者等（資本の額又は出資の総額が一千円以下で常時使用する従業者の数が百人以下の会社及び個人に限る。）において同じ。が直接又は間接の構成員となつている中小企業等協同組合

ものとする。

2 公庫が行う前項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、「暫定措置法」という。と、同法第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「暫定措置法」とする。

3 第三十一条第二項第一号及び第三十六条第三号の適用については、同法第二十九条第二項第一号中「融通法」とあるのは「林業等振興資金融通暫定措置法（昭和五十四年法律第二百五十一号）」と、同法第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「暫定措置法」とする。

4 前項に規定するもののほか、合理化計画の認定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

5 申請者がこれを達成する見込みが確実であることを。

6 前項に規定するもののほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するのに必要な資金を調達する場合にこれを円滑にするために必要な資金の供給の事業を政令で定めるところにより行う都道府県に對し、政令で定めるところにより、当該事業に必要な資金を貸し付けること。

二 基金に出資している次に掲げる者（その者が口に掲げる者である場合には、その直接の構成員となつていて掲げる者を含む。）で前条第一項の認定を受けたものが、当該認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するのに必要な資金を林業信用基金法第二条第二項に規定する融資機関から借り入れることにより当該融資機関に対して負担する債務を保証すること。

イ 森林組合又は森林組合連合会で木材卸売業者等（以下「木材卸売業者等」という。）であるもの

ロ 木材卸売業者等（資本の額又は出資の総額が一千円以下で常時使用する従業者の数が百人以下の会社及び個人に限る。）において同じ。が直接又は間接の構成員となつている中小企業等協同組合

ものとする。

2 公庫が行う前項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、「暫定措置法」という。と、同法第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「暫定措置法」とする。

三 前二号の業務に附帯する業務

第七条 基金は、前条第一号の業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理については、その他他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 基金は、前条第一号の規定による資金の貸付けに必要な資金の一部に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

3 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第

三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前項の規定による基金の長期借入金に係る債務について保証することができる。

4 政府は、予算の範囲内において、基金に対し、前条第一号の業務に要する経費の一部を補助することができる。

5 この法律の規定により基金の業務が行われる場合には、林業信用基金法第六条中「林業者等」とあるのは「林業者等並びに林業等振興資金通暫定措置法（昭和五十四年法律第二号。以下「暫定措置法」という。）第六条第二号ロ及びハに掲げる者」と、同法第七条第四項中「林業者等」とあるのは「林業者等並びに暫定措置法第六条第二号ロ及びハに掲げる者」と、同法第三十一条第一項中「決定」とあるのは「決定及び暫定措置法第一号。以下「暫定措置法」とい。」第六条第一項中「又は第三十六条第一号の業務」と、同法第三十九条、第四十条第二項及び第四十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法第一号。以下「暫定措置法」とい。」第六条第一号中「又は第三十六条第一号の業務」とあるのは「この法律又は暫定措置法」と、同条第六号中「第二十九条」とあるのは

「第二十九条又は暫定措置法第六条」とする。

（都道府県の特別会計）

第八条 第六条第一号の規定により基金から資金の貸付けを受けて同号に規定する事業を行なう都道府県は、その経理を林業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第十二条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行なうことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行なうものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。





昭和五十四年三月二十八日印刷

昭和五十四年三月二十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D